

主要な政策に係る評価書（平成 27 年度実施政策）

	ページ
政策 1 適正な行政管理の実施	1
政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	5
政策 7 選挙制度等の適切な運用	13
政策 8 電子政府・電子自治体の推進	17
政策 9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	25
政策 10 情報通信技術高度利活用の推進	29
政策 15 郵政民営化の確実な推進	41
政策 18 公的統計の体系的な整備・提供	47

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施		分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	286	217	214	188
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	286	217	214	
執行額		221	184	193		

(注) 契約実績額の予算額への反映等のため、26年度予算額は減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)	4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
第186回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1 各行政機関が所管する情報システム数 ＜アウトプット指標＞ 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野⑭】 【APのKPI】	1,450 【24年度】	1,149	1,045	542 【30年度】	—
	26年度:1,117(暫定値)					
	② 業務改革取組方針の改定 ＜アウトプット指標＞	各府省における業務改革の推進方策の検討 【25年度】	社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。	業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組については横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を図る。	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上 【27年度】	イ
			「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成26年7月総務大臣決定)を策定し、各府省の様々な業務改革を推進。その取組状況を平成27年1月に取りまとめ、公表。これらを通じ、業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。	「国の行政の業務改革に関する取組方針」を平成27年7月に改定。各府省の個別業務の改革について、同年8月に取組内容等を取りまとめ、12月に具体的な改革の内容等の取りまとめを行い、内閣人事局の機構定員審査に反映する業務改革の取組等と併せて、公表。これらを通じ、各府省の優れた取組は詳細を聴取・各府省と共有すること等により取組の横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。		

	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトプット指標＞	41.2% 【24年度】	平成25年度値以上 (44.1%以上)	平成26年度値以上 (45.4%以上)	70%以上 【33年度】	—
				45.4% (26年度)			
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	④	独立行政法人制度改革への対応 ＜アウトプット指標＞	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討 【25年度】	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。 平成27年4月からの新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図るため、平成26年度内に独立行政法人の目標・評価に関する指針の策定、会計基準の改訂、運用事項の見直し等を行った。	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、調達に関する新たなルールを策定するなど、必要な対応を行う。 平成27年4月に移行した新制度にのっとり、各法人における調達の実態等を踏まえ、同年5月に調達に関する新たなルールを策定し、各法人における公正性・透明性が確保された合理的な調達の促進を図る取組み等、適切な制度運用を行った。	新しい独立行政法人制度の円滑な運営 【27年度】	イ
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 ＜アウトプット指標＞	41.2% 【21年度】	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 標準処理期間が未設定であるものについては、事案の蓄積等を踏まえ、設定に努めるよう通知を发出し周知した。53.0%(平成24～25年度)	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 標準処理期間が未設定であるものについては、平成27年3月30日に发出した改善通知により、事案の蓄積等を踏まえ、処理期間が設定されるよう要請しており、これを踏まえ、平成27年度に実施した各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。なお、平成27年度における標準処理期間を定めているものの割合については、現在(平成28年度)実施している施行状況調査において平成26～27年度の状況を把握し、調査結果を平成28年12月に公表する予定。	平成21年度値以上 【26～27年度】	— ※実績が把握できていないため、評価できない。
	⑥	行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始 【24年度】	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備 改正行政不服審査法の成立(平成26年6月13日公布) 政令等の検討の実施	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 政令の成立(平成27年11月26日公布) 新しい行政不服審査制度の周知(リーフレットのHP掲載等)、研修(国、地公体の職員等を対象に平成27年度中に44回)等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 ※ 平成28年4月1日改正行政不服審査法の施行	新しい行政不服審査制度の適切な施行 【28年度】	—
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合 ＜アウトプット指標＞	23.9% { 国:32.0% 地方:15.7% } 【21年度】	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 平成26年度の研修会、セミナー等(15回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。 平成26年度実績 { 34.8% 国 33.6% 地方 50.1% }	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 平成27年度における3か月以内に審査請求が処理された件数の割合については、平成29年度に実施予定の施行状況調査において、改正行政不服審査法の新規施行(平成28年4月1日施行)も踏まえた平成28年度の状況を把握する予定であり、実績値の把握には至っていないが、審査請求が未処理のまま長期間が経過している案件については、平成26年度の施行状況調査を踏まえて平成27年12月25日に改善通知を发出しており、また、平成27年度に実施した各種研修会、セミナー等(44回)において、審理手続の迅速化、案件の早期処理を含む制度の趣旨等を周知し改善を図った。	平成21年度値以上 【27年度】	— ※実績が把握できていないため、評価できない。
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞	行政機関 :99.9% 独立行政法人等 :99.2% 【24年度】	平成24年度値以上 行政機関 :99.9% 独立行政法人等 :99.7% (26年度)	平成24年度値以上 (100%を目指す)	平成24年度値以上 (100%を目指す) 【27年度】	ロ

⑨	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞	行政機関：714件 独立行政法人等：622件 【24年度】	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少 (10%減を目指す)	平成24年度値より減少 (10%減を目指す) 【27年度】	□
			行政機関：503件 独立行政法人等：572件 (26年度)			

※測定指標9の基準(値)及び26年度実績値について、担当省庁から施行状況調査終了後に数値訂正があったため、修正した。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標2、4、6及び9は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2及び4については、目標を達成しており、測定指標6は目標年度に到達していないが、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。 また、測定指標8及び9は目標には達していないものの、実績は伸びているため今後達成が見込まれる。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、目標年度に到達していない指標も含めて実績が向上していることから、目標を達成していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、目標年度が平成30年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づくロードマップに従って各行政機関が所有する情報システムを整理・合理化し、平成26年度は目標値を達成する見込みであるなど、重複するシステムを減らしたことにより、行政運営の効率化の実現に寄与している。 測定指標2については、業務改革取組方針を改定し、各府省の個別業務の改革について優れた取組の詳細を聴取・各府省と共有すること等により取組の横展開を促した。方針にのっとり各府省における業務プロセスの現状分析及び再構築を通じた業務改革の取組が進展することにより、行政運営の効率化及び行政サービスの向上が図られているところであり、目標を達成したと考えられる。 測定指標3については、目標年度が平成33年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、電子政府推進員を通じた普及・啓発活動の推進等により、平成26年度は平成25年度の実績(44.1%)を上回ることができ、着実に効率的な申請・届出手続に寄与している。 	
	<p>＜施策目標＞独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること 当該施策目標については、平成27年4月の新制度への移行に伴い、各法人における自律性・自主性の向上や企業の経営の促進、各法人の業務の性質に応じた柔軟な運用等を目的とする制度改正を所管官庁及び各法人に確実に定着させるため、以下の規定の整備等を行った。これらにより、各府省及び各法人における新制度の適正かつ円滑な運用に寄与したと考えられ、目標を達成したと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)の改訂(平成26年9月2日) 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の改訂(平成27年1月27日) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令(平成27年総務省令第28号)の制定 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定) 等 	
	<p>＜施策目標＞行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については、測定指標5及び7の数値目標に係る実績値の把握には至っていないものの、当該指標の目標達成に向けた改善通知の発出、研修会等の機会をとらえた周知等の改善を図っており、また、主要指標である測定指標6の行政不服審査制度の見直しについては、目標年度を翌年度に控え、新制度の施行(平成28年4月1日)、当該施行に向けた各種準備を着実に進める等しており、施策全体についても目標達成に向け着実に進展していると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標5については、現在(平成28年度)実施している施行状況調査(隔年で実施。前回は平成26年度に実施し、平成24～25年度の状況を把握。)において平成26～27年度の状況を把握、調査結果を平成28年12月に公表し、当該調査結果を踏まえて必要な措置をとる予定であることから、評価時点における実績値の把握には至っておらず、達成・未達成の評価を行っていないが、平成27年度においては、標準処理期間の設定等を要請した改善通知を踏まえ、各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し、各府省における申請の迅速な処理を促進するなど、目標達成に向けた活動を行った。 測定指標6については、目標年度が平成28年度であるため、達成、未達成の評価を行っていないが、平成27年度は、公正性、利便性の向上、救済手段の拡充を図るために抜本的に見直した新しい行政不服審査制度の適切な施行(平成28年4月1日に施行)に向け、政令の検討・成立(平成27年11月26日公布)、新制度の周知・研修、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施するなど、各府省や地方公共団体が新制度に円滑に移行できるよう着実な準備を行っており、目標達成に向け進展していると考えられる。 測定指標7については、行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行)に伴う大幅な制度改正の状況下にあるところ、施行状況調査は、改正法の施行も踏まえ、29年度に実施することとしており、評価時点における実績値の把握はできず、達成・未達成の評価を行っていないが、29年度の調査結果を踏まえて必要な措置をとる予定である。なお、平成27年度においては、審査請求が未処理のまま長期間が経過している案件に係る早期処理等を要請した改善通知を踏まえ、各種研修会、セミナー等(44回)において、制度の趣旨等を周知し、各府省や地方公共団体における審査請求の早期処理を促進するなど、目標達成に向けた活動を行った。 	
評価結果	<p>＜施策目標＞国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成にはわずかに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができたため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8については、会議、研修等を通じて各行政機関等に対する指導等を実施してきたものの、一部の行政機関等において進捗管理が不十分であったり、同時期に大量の開示請求が集中したために、行政機関及び独立行政法人等ともに100%を達成することはできなかったが、24年度実績を上回ることができ全体として期限内の開示決定等による情報の迅速な開示が進んでおり、目標の達成に向け着実に進展していると考えられる。 測定指標9については、独立行政法人等に対し、会議、研修等を通じて指導等を実施してきたものの、職員による誤送付・誤送信等により10%減を達成することはできなかったが、24年度実績より減少し、また、行政機関は10%減を達成していることから、目標の達成も近く、行政機関における個人情報の適切な管理に向けて着実に進展していると考えられる。なお、誤送付等発生背景事情としては、各府省等における職員への意識向上の徹底等が十分に行き渡らなかったためと考えられ、総務省としては、各府省等内での徹底に資する研修教材の充実等が必要。 	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日全部改定)においてもKPIとして示されており、目標年度の目標達成に向け、引き続き取り組んでいくこととする。 ・測定指標2については、平成27年度の取組を踏まえ、今後は「国の行政に関する業務改革の取組方針」を策定又は改定することにとどまらず、本方針ののった業務改革が各府省において着実に実施されることを重視する測定指標に変更することとする。 ・測定指標4については、既に目標を達成したものの、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨ののり、国民への説明責任を果たしつつ政策実施機能を最大限に発揮できるよう、引き続き独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととし、今後は、制度変更を経た独立行政法人制度の安定的な運用に着目し、測定指標を変更することとする。 ・測定指標5及び7については、その測定指標として、それぞれ「行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合」及び「行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合」を設定し、当該指標の向上に着目した取組を進めてきたところ、これまでの実績値の推移から、着実に進展していることがうかがえる状況である。 今後は、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された状況も踏まえ、これらの制度を定着させ、これらの制度を一般国民が利用しやすくするため、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であるとの観点から、その取組状況を把握し、情報提供を行うなどの対応に着目した測定指標を設定することとする。 なお、測定指標5については、処理に要する期間も、事案の難易度の軽重、関係者数の多少等、案件によって大きく異なるという状況の中でも、これまで着実に進展しているところであるが、行政手続法で努力義務となっている標準処理期間の処理状況等を各府省へ情報提供することにより、行政手続法の趣旨が実現されるよう各府省へ呼びかけていくことが重要であることから、数値目標としての「行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合」は削除するが、測定指標としては、引き続き標準処理期間に関する評価視点を維持したいと考える。 ・測定指標7については、行政不服審査法に処理期間を規定する条文はなく、同法の施行状況調査において、審査請求の処理期間を3ヶ月ごとに把握していたことから、測定指標として設定していたところ。しかし、平成28年4月に改正不服審査法が施行され、審判員制度や第三機関の関与が新たに創設されるなど審査請求の手続きが大きく改正されたことから、改正以前と同様の3ヶ月を目安とする測定指標を用いることは適当ではないことから、削除する。 ・測定指標6については、新しい行政不服審査制度が施行(平成28年4月1日)されたことから目標の達成に向け順調に取組が進んでいるため、引き続き新制度の周知、研修等を実施し、必要な情報提供等に努めることとする。 ・測定指標8については、100%の目標には及ばなかったものの、目標の達成に向け着実に進んでいると考えられるため、引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。 ・測定指標9については、目標達成までとわずかであり、取組の効果が得られていると考えられるため、各府省等における職員の適切な情報管理の更なる徹底のため、制度官庁の総務省としては漏えい防止のための研修教材の充実に努めるとともに、年金個人情報流出事案を踏まえて改正した個人情報保護に係る指針(H27.8改正)に基づく措置の徹底を図るよう引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法についても検討することとする。 ・これまで公共サービス改革関係業務は内閣府で所管し、公共サービス改革法の対象事業のうち、競争性の改善、良質かつ低廉な公共サービスの実現といった法の目的を達成した事業については新プロセス等へ移行させ、監理委員会審議の充実・効率化を図ってきたところであるが、平成28年度に総務省に移管されたことに伴い、引き続きかかる競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、28年度の事前分析表においては新たに測定指標に設定することとする。 ・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、施行状況調査の結果を含めて、より多くの職員に対する制度理解の促進を図る必要があると考えられるため、平成28年度の事前分析表においては、各制度について、情報公開・個人情報保護の運用に関する研修会における満足度等の割合を新たな指標として設定することとする。
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>

<p>学識経験を有する者の知見等の活用</p>	<p>平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授及び行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、年度毎の目標値、実績値及び評価結果欄の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>
-------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法の施行状況に関する調査結果(平成27年3月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000348536.pdf) ・平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 一 国における状況(平成27年12月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392310.pdf) ・平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果 一 地方公共団体における状況(平成27年12月)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392311.pdf) ・平成24年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成24年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成26年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html) ・平成26年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo.html)
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p> <p>行政管理局企画調整課長 箕浦 龍一 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 稔一 行政管理局管理官 加藤 剛</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
----------------	--------------------------------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-③)

政策(※1)名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			分野	地方財政	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標【達成すべき目標】	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。					
政策の予算額・執行額等(百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(注)	当初予算(a)	3,555	2,679	2,928	1,218
		補正予算(b)	400	0	0	0
		繰越し等(c)	87	501	△ 129	
		合計(a+b+c)	4,041	3,179	2,798	
執行額		3,885	3,046	2,719		

(注)市町村合併の進展等により市町村の合併円滑化に必要な経費等が減少傾向にあるため、平成26年度予算及び28年度予算が減額している。計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	平成26年12月27日	Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [3]地方行政改革・分野横断的な取組等
	まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ. 各分野の政策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ①稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進 等 【対応方針】 ・平成32年度には連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを目指す。 ・各圏域における取組を更深化させ、人口減少下においても一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済の維持・発展に取り組んでいくため、圏域の取組状況や課題について関係各府省庁と情報共有・意見交換を行うと情報共有・意見交換を行うとともに、連携中枢都市圏構想の推進向け、更なる支援の充実を図る。 加えて、圏域全体に効果を発揮する事業について、関係各府省庁が連携して全国展開を図り、各圏域における取組のレベルアップ支援する。
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3)地方行政改革・分野横断的な課題	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定 指標は、主要な測定指 標)		基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
				26年度	27年度		
地方分権型社会の 確立に向けた地方 制度の構築が進むこ と	①	地方自治制度の見直し、普及 ＜アウトプット指 標＞	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出。 【25年度】	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 ・平成26年6月10日に、各都道府県及び各政令指定都市を対象として、改正地方自治法についての説明会を実施。その他、各種講演会等においても、情報提供を実施した。 ・第31次地方制度調査会において、諮問事項に関する審議項目について、専門小委員会における13回の審議を行い、平成27年3月2日に開催された第2回総会において審議項目を決定した。	・第31次地方制度調査会において、専門小委員会における15回の審議及び平成28年2月29日に開催された第3回総会を経て、同年3月16日に内閣総理大臣に提出された第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度の見直しについて検討を開始した。	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 【27年度】	○
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況 ＜アウトプット指 標＞	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 【25年度】	取組状況を把握し必要な情報を提供。 以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月1日現在の地方公共団体における事務の共同処理の活用状況について、調査及び取りまとめを行い、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の結果の公表」として、平成26年12月12日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。	・各市町村が、地域の実情に応じて、一部事務組合など多様な手法の中から、最も適したものを自ら選択し、持続可能な行政サービスを提供していくために以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について情報提供を実施した。 【参考1】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成27年4月、平成28年1月) ・連携中枢都市圏の形成促進に向けた説明会(平成27年7月) 【参考2】主な事例 姫路市などによる連携中枢都市圏の取組	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 【27年度】	イ

<p>地方公共団体が自主的・主体的に地方行政改革に取り組むこと</p>	<p>3</p>	<p>地方公共団体における行政改革の取組状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 【25年度】</p>	<p>取組状況を把握し、必要な情報を提供。</p> <p>以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月1日現在の地方公共団体における行政改革の取組状況等について、調査及び取りまとめを行い、「地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査等の調査結果公表」として、平成27年3月31日に報道発表及び総務省ホームページに公表し、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するための情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。</p>	<p>・地方公共団体が、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的に行政改革が行えるよう、以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年8月28日付けの総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」により、地方公共団体に対し、地方行政サービス改革について技術的助言を行った。 ・平成27年4月1日現在の地方行政サービス改革の取組状況等について、調査及び取りまとめを行い、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査結果」として、平成28年3月25日に報道発表及び総務省ホームページに公表し、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するための情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。 ・平成27年4月1日現在の公の施設の指定管理者制度の導入状況等について、調査及び取りまとめを行い、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」として、平成28年3月25日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、行政改革にかかる情報提供等を実施した。 【参考1】各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」（平成27年4月、平成28年1月） ・「地方財政連絡会議」（平成27年5～7月、全国9ブロック） ・「全国人事担当課長・市町村担当課長会議」（平成27年8月） 【参考2】主な事例 大阪府箕面市による総務事務センター設置の取組等</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 【27年度】</p>	<p>イ</p>
-------------------------------------	----------	---	--	--	---	--	----------

4	<p>地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【25年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日付け)について地方公共団体に情報提供を行った。 ・平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成27年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成27年12月25日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【27年度】</p>	イ
5	<p>ラスパイレ指数の状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレ指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。 【25年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレ指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年4月1日現在の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)</p>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成27年4月1日現在の状況について、調査及び取りまとめを行い、平成27年12月25日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・総務省のホームページ上で、住民等が団体間の給与情報の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、地方公共団体の事務作業に資するよう、記載例の充実を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレ指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。 【27年度】</p>	イ

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。	主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成27年12月25日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 【27年度】	イ
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ＜アウトプット指標＞	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 【25年度】	主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)	主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成27年12月4日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月)	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ

8	給与情報等公表システムによる公表状況 ＜アウトプット指標＞	実施率98.7% (1,765/1,789団体) (平成25年4月30日現在) 【25年度】	実施率100%		実施率100% 【27年度】	□
			実施率99.4% (1,778/1,789団体) (平成26年4月30日現在)	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在)		
9	地方公共団体の人事制度改革の状況 (任期付採用の実施団体) ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 【25年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。	主に以下のような情報提供を実施した。	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ
			主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月4日付けの自治行政局公務員部長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年8月15日に、任期付職員の任用等に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発売し、情報提供を行った。 ・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	・主に以下のような情報提供を実施した。 ・昨年度、任期付職員制度の活用等に係る留意事項に関する自治行政局公務員部長通知を发出(平成26年7月4日付け)し、平成27年度においては、その通知に関し、各種会議の場を通じて各地方公共団体に対し必要な情報提供を行った。 【参考1】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成27年4月、平成28年1月) ・「地方財政連絡会議」(平成27年5～7月、全国9ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月) ・「全国人事担当課長・市町村担当課長会議」(平成27年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック) 【参考2】主な活用事例 生活保護ケースワーカーなどの一時的な業務量の増加や延長保育などのサービス提供時間の延長等に対応するために任期付職員を活用する取組が数団体であった。		
⑩	人事評価制度の実施状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供。 【25年度】	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。	主に以下のような情報提供を実施した。	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。 【27年度】	イ
			主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年8月15日付けの自治行政局長通知により、人事評価制度の仕組みの整備・運用に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取り組むよう技術的助言を行った。 ・平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 ・人事評価制度に関する研究会の報告書を総務省ホームページに公表(平成26年10月及び同27年3月)するとともに冊子を地方公共団体に配布した。	・平成26年の地方公務員法改正により、各地方公共団体において人事評価の実施が義務づけられたが、平成28年4月から施行されることを踏まえ、各地方公共団体が円滑に導入できるよう、主に以下のような情報提供を実施した。 ・人事評価の研究会を26年度に引き続き開催し、 ①平成27年8月19日に各地方公共団体が人事評価制度の導入に当たり抱えている課題への対応例について情報提供を行った。 ②人事評価記録書の例として、平成27年10月7日に医療職・保育職等の専門的な職種について、同年11月11日に非常勤職員に係る人事評価記録書の例について情報提供を行った。 ・平成27年10月30日に、人事評価制度の導入意義や人材育成の重要性についての理解を深めることを目的として、各市区町村の首長等を対象とした「地方公共団体における人事評価制度の導入にかかるシンポジウム」を開催した。		

	(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	測定指標1、6、10は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1は、目標達成に近い実績を示した。測定指標6、10は目標を達成した。その他の測定指標も目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
評価結果	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)		<p><施策目標> 地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと 当該施策目標については、目標達成のための情報提供を実施した。また、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、実施にまでは至っていないが検討は開始していることから、相当程度進展があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、目標に近い実績を残すことができた。各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、改正地方自治法により新設された制度等に関する必要な情報提供等を行うことができた。その一方で、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、答申が総理に提出された日が平成28年3月16日と、平成27年度末だったため、検討は開始したが実施までには至っていないことがあげられる。 測定指標2については、事務の共同処理や連携協約を活用した広域連携を推進するため平成27年7月に開催された各種会議の場など様々な機会を捉えて、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」において把握した事務の共同処理の先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について、情報提供を実施した。なお、情報提供等の結果、連携協約を活用した広域連携の取組が効果的に行われていることが確認できた。 <p><施策目標> 地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、総務大臣通知による助言のほか、平成27年4月以降随時開催され、各都道府県等の行革プラン策定や予算編成等に携わる行革・人事・財政当局や市区町村担当課等の実務者が出席する各種会議の場など、様々な機会を捉えて情報提供等を行った。また、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査や公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査を実施し、各地方公共団体の取組状況を把握する等により自主的・主体的な取組に資するため、当該調査結果を取りまとめ後、地方公共団体に対し速やかに情報提供を行ったことから、目標を達成することができた。なお、情報提供の結果、各地方公共団体からのヒアリング等により、自主的・主体的に地方行革に取り組むに当たり、通知や調査結果を参考にしていることが確認できた。 <p><施策目標> 地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること</p> <p>当該施策目標については、給与情報等公表システムによる公表の実施率が、目標に達しなかったものの、目標達成に近い実績を達成した。また、地方公共団体の定員管理、給与実態等について、必要な助言、情報提供を行ったことにより、地方公務員制度が適正に運営されたと考えられることから、相当程度進展があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標4については、地方公共団体定員管理調査を実施し、その調査結果や、調査結果に基づいて作成した類似団体別職員数などの参考情報を地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。これらの情報提供により、各地方公共団体において適正な定員管理の取組が進められている。 測定指標5については、地方公務員給与実態調査を実施し、その調査結果に基づいて作成したラスパイレックス指数などを地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。これらの情報提供により、各地方公共団体において、給与水準の適正化に係る取組が進められている。 測定指標6については、給与の適正化に関する調査・公表を実施し、地方公共団体の給与条例改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を发出した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。なお、わたり(給与決定に際し、級別職務分類表に適合しない級への格付を行うこと)の制度が残っている地方公共団体が、平成27年度調査において14団体減少し、適正化に向けた取組が進んでいることが確認できた。 測定指標7については、地方公共団体の給与条例改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を发出した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。これらの情報提供により、各人事委員会において、地域民間給与の適切な反映に係る取組が進められている。 測定指標8については、実施率が99.7%と目標の100%に届かなかった。原因の一つとして、広報紙での掲載等を理由に実施しなかった団体があったことがあげられる。 測定指標9については、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について、前年度に引き続き、各地方公共団体に対し、予算要求時期等を考慮して、主に8、9月頃までの各種会議の場を中心に、様々な機会を捉えて、情報提供を行った。なお、任期付職員制度を活用する団体については、前年度と比べ62団体増加し503団体(平成27年度実績)となった。 測定指標10については、前年度に引き続き実施した研究会等を開催し、各地方公共団体に対し、円滑な人事評価制度が導入されるよう必要な情報提供を行った。また、首長等を対象としたシンポジウムには、首長や副市町村長が2割程度参加するなど、人事評価制度の導入意義等を同制度の実施・運用において責任ある立場にある者の制度理解を促進することができた。なお、情報提供の結果、H28.4.1時点での導入状況調査では、89.4%の団体で導入済み、10.6%の団体で経過措置期間中に導入予定としており、人事評価制度の導入が着実に実施されていることが確認できた。

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、法案提出を目指すと共に、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標2については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、事務の共同処理や連携協約の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標3については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、自主的・主体的な行政改革につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標4については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、適正な定員管理の取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標5については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、住民や地方公共団体がその給与水準を判断・検証するのに資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標6については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、給与の適正化に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標7については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告が行われるよう必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標9については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、任期付職員制度の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標8については、目標達成に近い実績を示したが、すべての地方公共団体において公表が実施されるよう、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標10については、平成26年5月の地方公務員法改正により新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行されたことを踏まえ、測定指標を「人事評価制度の実施状況」から、人事評価制度の適切な施行に向けた指標に見直しを図る。 <p>上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も施策目標が達成されるよう、必要な情報提供等を行っていく。なお、次期目標設定からは、各測定指標の情報提供について、具体的な活動が分かるものとなるようにする。</p> <p><施策目標及び測定指標の新設等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会に的確に対応する地方行政体制の構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成を進めるための施策目標及び測定指標を新たに設定することとする。 ・施策目標「地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと」において、民間委託等の業務改革に関する取組が重要であることから、同施策目標内に、新たに目標を新設することとする。 ・測定指標5、7は、測定指標6の内容に含まれるものであり、かつ、情報提供方法が重複していることから、次期目標では、測定指標6に統合することとする。
	(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)
	II 予算の継続・現状維持

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・第31次地方制度調査会において、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」及び「議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方」について議論いただき、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28年3月16日)を取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。 ・平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生及び岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授から年度毎の実績値及び評価結果の記述について、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から政策に関係する内閣の重要政策の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体の行政改革等」 http://www.soumu.go.jp/iken/main.html ・「地方公務員の給与・定員等の状況」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	--------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用				分野	選挙制度等
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	50,496	99	185	53,680
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	1,606	63,026	1,976	
		合計(a+b+c)	52,102	63,125	2,162	
執行額		50,433	56,412	1,643		

(注)平成25年度は参議院議員通常選挙、平成26年度は衆議院議員総選挙が行われ、平成28年度は参議院議員通常選挙が行われるため、予算額等が大幅に増額している。(政評課案)

政策に関する内閣 の重要政策(施政方 針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨 に則り、選挙制度の 確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境整 備の方策等の検討 <アウトプット指標>	有権者が投票しやすい環境整備の方 策等の検討の実施 【25年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 研究会における議論等を踏まえ、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直しについて、平成27年3月27日に中間報告を取りまとめた。	前年度に引き続き、投票環境の向上方策について研究会で検討を進めるとともに、中間報告の内容等を踏まえ実現可能なものから順次、法令改正を行う。 研究会中間報告を踏まえ、共通投票所制度の創設や期日前投票の投票時間の弾力化などを内容とする公職選挙法の改正法案を国会に提出し(平成28年4月成立)、有権者の投票環境の向上を図った。 また、平成27年度においては、①在外選挙人名簿登録の利便性向上、②選挙人名簿の閲覧制度、③ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性を柱に、平成26年度の検討項目に係る議論を深掘りするとともに、現状を踏まえた新たな方策の検討を行った。	有権者が投票しやすい環境整備の方 策等の検討の適切な実施 【27年度】	イ
	2 都道府県議選選挙区設定の見直 しに係る改正法に基づく条例 整備 <アウトカム指標>	条例改正等の措置が終了した団体: 57%(47団体中27団体)(平成26年4 月1日現在) 【25年度】	都道府県議選選挙区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体を100%とする。 各都道府県に対して定例会ごとに条例改正等の状況について調査を行うなど、周知とフォローアップを行った結果、改正法の施行日までに措置が終了した団体は100%となった。		条例改正等の措置について、改正法 の施行日(平成27年3月1日)までに 措置が終了した団体:100% 【26年度】	イ

	3	選挙制度に関する調査研究 ＜アウトプット指標＞	選挙制度に関する調査研究の実施 【25年度】	立法院における制度改革の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【27年度】	イ
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等 ＜アウトプット指標＞	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策の検討等を実施。 【25年度】	・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携した主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。 ・選挙権年齢の引下げという議論を踏まえ、新たに、文部科学省と連携して高校生向けの副教材及び指導用テキストを作成。 ・モデル事業：7件実施。 ・研修事業：20件実施。 ・主権者教育に関して文部科学省と協議を実施。	・高校生向け副教材：生徒用 約370万部、教師用指導資料 約20万部 ・出前授業：実施選管461団体、実施高校1,149校（対25年度約21倍）、受講高校生310,824人（対25年度約34倍） ・若者向け啓発イベント：全国47都道府県で実施。参加者約3,000人。 ・モデル事業：8件実施。 ・研修事業：21件実施。 ・成人用参加型学習教材を作成。	・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる。 ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を実施。 【27年度】	イ
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞	制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による） 【25年度】	・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。 改正法の施行に伴い、周知啓発等のためのチラシを作成し、全国の選管に配布・設置等を依頼するとともに、HPも更新し、制度の趣旨・概要を国民に周知した。	・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、すべての高校生に配布した。 ・制度の認知度：約65%（第18回統一地方選意識調査報告書（平成28年2月現在）による）	制度の認知度：90% 【27年度】	ハ
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率） ＜アウトプット指標＞	政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】 【25年度】	政党本部：100% 政党支部：98.8% 政治資金団体：100% 【平成25年分収支報告】	政党本部：100% 政党支部：98.9% 政治資金団体：100% 【平成26年分収支報告】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【27年度】	ロ
		国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成27年度】		
		政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成27年度】		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	主な指標である測定指標1は、研究会の中間報告を踏まえた有権者の投票環境の整備を図るための制度改正を行ったところであり、達成すべき目標に照らし、「目標達成」とした。また、測定指標4の常時啓発事業の実施等についても、高校生向け副教材を作成・配布するとともに、選挙管理委員会実施による出前授業が多く実施されるなど、当該施策目標については、進展ありと判断できる。一方、測定指標5の憲法改正国民投票制度の周知啓発については、目標達成に及ばなかったため、政策全体では「相当程度進展あり」とした。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>公職選挙法の趣旨にのっとり、選挙制度の確立に寄与すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1及び3については、研究会の中間報告を踏まえた法改正を行い、期日前投票の投票時間の弾力化、共通投票所の設置や経費の充実等、有権者の投票環境の向上を図るなど、目標を達成できた。 【参考】第24回参議院議員通常選挙結果(28.7.10執行) 期日前投票所数 5,299箇所(前回は498箇所増)、期日前投票者数 15,986,898人(前回は304万人増)、期日前投票時間の弾力化状況 73箇所、共通投票所設置の1団体で当日投票者のうち17%が利用 ・測定指標2については、都道府県議選選挙区設定見直しに係る改正法成立を受け、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体が100%となり、目標を達成できた。 	
	<p><施策目標>公明かつ適正な選挙執行を実現すること</p> <p>測定指標4については、高校生向け副教材を作成し、全ての高校生に配布するとともに、選挙管理委員会により、過去実績を大きく上回る出前授業が実施された。また、啓発イベントの参加者アンケートで、回答者のうち9割以上が「選挙への関心が上がった」と回答しており、過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、進展ありと判断できる。なお、副教材配布後に行われた参議院議員通常選挙において、18歳の投票率は51%となり、近年の20歳代の投票率(30%台)と比べ、比較的高い投票率であった。</p>	
	<p><施策目標>公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること</p> <p>測定指標5については、法改正後にチラシ及びHPを活用して広く周知するとともに、全ての高校生に配布した副教材において解説を掲載したものの、国民投票に関する社会的な動きが少なかったことなどにより、目標値に届かなかったと考えられる。</p>	
	<p><施策目標>政治資金の透明性を確保すること</p> <p>測定指標6については、収支報告書の提出率は上昇傾向にあり、おおむね過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、おおむね目標を達成できた。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1及び3については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標2については、条例改正等の措置が終了した団体が100%となり、目標を達成したことから、次期測定指標としないこととする。 ・測定指標4については、過去の実績を上回る量の啓発活動を行うことができたことを踏まえ、引き続き、主権者教育等の推進を行うこととする。なお、学校と連携した主権者教育においては、文部科学省と連携し、副教材を活用した取組の検証を行う。 ・測定指標5については、憲法改正国民投票法改正法の施行後4年(平成30年6月)以降は、投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、特に新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を引き続き実施することとする。なお、認知度調査の対象も、投票権年齢の引き下げに伴い、18歳以上まで拡大することとする。 ・測定指標6については、概ね過去の実績を上回る効果が得られたと考えられるため、引き続き政治資金の透明性の確保を図ることとする。 <p>上述のとおり、測定指標5については目標を達成できなかったものの、概ね基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も各施策目標が達成されるよう、各施策を実施していく。なお、施策目標「公明かつ適正な選挙執行を実現すること」及び「公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること」については、より具体的な施策目標とすることとし、測定指標5については、現状の認知度を踏まえ、より短期的な目標値を設定し直すこととする。</p>	
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1の施策の進捗状況にあるとおり、投票環境の向上方策等に関する研究会(磯部力座長)を平成26年度は7回、平成27年度は3回開催し、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直し、在外選挙人名簿登録の利便性向上、選挙人名簿の閲覧制度等について、議論を行った。 ・平成28年7月、明治大学公共政策大学院がバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から評価結果の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・投票環境の向上方策等に関する研究会(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/touhyoukankyou_koujyou/index.html) ・政治資金収支報告書(http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin)
---------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 高橋 秀禎	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	----------------------------	--------	-----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子政府・電子自治体の推進				分野	電子政府・電子自治体
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	15,774	49,896	79,328	37,780
		補正予算(b)	197	41,705	56,734	0
		繰越し等(c)	1,253	△ 45,234	△ 20,534	
		合計(a+b+c)	17,225	46,368	115,528	
執行額		16,055	45,469	105,222		

(注)政府情報システムを統合・集約するために必要な機器・ソフトウェア経費の増額のため、平成26年度及び27年度の当初予算額が増額している。また、マイナンバーを利用した情報連携を行うためのシステム整備に関する地方公共団体への補助金(社会保障・税番号制度制度システム整備費補助金)が減少したため、平成28年度の当初予算額が減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
東日本大震災からの復興の基本方針 (東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日 改定)(平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	<p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>4. 世界最高水準のIT社会の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ</p> <p>② マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化</p> <p>(略) 総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する</p> <p>ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用</p> <p>② 個人番号カードの普及・利活用の促進</p> <p>③ 個人番号カードによる公的資格確認</p> <p>iv) IT利活用の更なる促進</p> <p>④ 国・地方の行政のIT化と業務改革</p>
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	<p>第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」</p> <p>5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題</p> <p>[3] 地方行政改革・分野横断的な取組等</p> <p>(IT化と業務改革)</p>
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定)	<p>II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目)</p> <p>[重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決</p> <p>(1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革</p> <p>(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革</p> <p>(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組</p> <p>① 産業競争力の強化</p> <p>② 地方創生の実現</p> <p>③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上</p> <p>④ 安全で災害に強い社会の実現</p>
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	<p>第3章 経済・財政一体改革の推進</p> <p>5. 主要分野ごとの改革の取組</p> <p>(3) 地方行政改革・分野横断的な課題</p> <p>⑤ IT化と業務改革、行政改革等</p> <p>「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」84に基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係府省庁が連携して検討を進める。</p> <p>地方自治体のIT化・BPRの推進に向け、政府CIOによる支援や自治体におけるCIOの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治体から支援する取組を更に進める。</p> <p>クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグループの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタイミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して取組を加速する。</p>

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			26年度	27年度			
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング ＜アウトカム指標＞	9位 【24年度】	平成24年度値以上		平成26年度値以上 【28年度】	—
				4位			
	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	261,414千件 【25年度】	287,555千件以上	351,594千件以上	351,594千件以上 【27年度】	イ
				319,631千件	392,456千件(千件以下切り捨て)		
	3	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト ＜アウトプット指標＞	853百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等前のシステム運用コスト) 【24年度】	円滑なシステム移行に係る対応(並行運用等)を実施。	600百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減))	600百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減)) 【27年度】	イ
				システム更改に伴う政府共通プラットフォームへの移行を完了するなど、システム移行に係る対応を実施した。	353百万円 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度6割減))		
	4	情報システム統一研修の受講者数 ＜アウトプット指標＞	7,516人 【25年度】	8,000人以上	10,000人以上	10,000人以上 【27年度】	イ
				8,862人	31,096人		
	⑤	電子決裁率 ＜アウトプット指標＞	10% 【24年度】	50%以上	60%以上 (本府省部局80%以上)	60%以上 【27年度】	イ
				67.3%	78.8%【27年度上半期】 (本府省部局93.7%)【27年度上半期】 ※27年度下半期実績は28年度後半に取りまとめ予定		

地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	6	自治体クラウドの全国的展開を推進するための助言・情報提供 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。 【25年度】	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。 平成26年度に開催した「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会の成果を踏まえ、全国で56グループの自治体クラウド取組事例について、「自治体クラウドの積極的な展開に関する検討会」において自治体の担当者等の知見を取り入れつつ深掘り・分析、整理・類型化を実施し、その成果を取りまとめた上で、自治体に対し情報提供等を実施。	地方公共団体における自治体クラウドの取組が加速するよう、平成26年3月に公表した新たな電子自治体推進指針のフォローアップ等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的な展開を推進。 【27年度】	イ
	7	地方行財政統計等における情報通信メディアの活用 ＜アウトプット指標＞	地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【25年度】	地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施し、それらの結果を、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行財政に関する施策の立案等に活用。	地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 【27年度】	イ
	8	・災害時等における情報通信メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通信メディアの降雨減衰等による年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2% 【25年度】	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.04%	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.02%	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率:0.2%以下 【27年度】

番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	9	個人番号付番等システムの構築 ＜アウトプット指標＞	個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始 【24年度】	個人番号付番等システムの構築	個人番号付番等システムの稼働	個人番号付番等システムの稼働 【27年度】	□					
				個人番号の生成、本人確認情報への個人番号の追加及び情報提供ネットワークへの住民票コードの提供等を行う個人番号付番等システムについて開発を実施。	番号制度の基礎となる個人番号の生成、本人確認情報への個人番号の追加及び情報提供ネットワークへの住民票コードの提供等を行う個人番号付番等システムが稼働。システムの一部機能に不具合が発生したが、原因の特定と対策を既に講じており、さらに、円滑なマイナンバーカード交付に向けた取組を実施。							
				10	情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備 ＜アウトプット指標＞			情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を開始。 【25年度】	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。		情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。 【27年度】	イ
				設計・開発の協議や運用検討ワーキンググループの運営など、情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。	設計・開発の協議や運用検討ワーキンググループの運営など、情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。							
11	地方公共団体における情報システムの整備を推進 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における中間サーバーの整備を実施。 【25年度】	地方公共団体が整備する中間サーバーのソフトウェアの開発。 システムの要件定義・設計など、地方公共団体が整備する中間サーバのソフトウェアの開発を実施。	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進。 地方公共団体における中間サーバーのサービスをクラウド上で提供する地方公共団体情報システム機構に対し、ソフトウェアの提供及び教育・引継ぎを実施。	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進。 【27年度】	イ						
12	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの在り方について調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速 【25年度】	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 オンライン申請等のICTを活用した行政サービスについて、現状や課題を把握し、行政サービスの質及び住民満足度の向上に繋がる改善方策を検討するための調査研究を実施。		オープンデータについて先進的な取組を行っている地方公共団体の取組内容や民間事業者の活用事例等を整理し、オープンデータの推進による住民サービスの向上方策を検討するための調査研究を実施。	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究及び情報提供を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。 【27年度】	イ					

※ 測定指標8の年度ごとの実績(値)について、平成27年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表において数値等の誤りがあったため修正した。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標5は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2～8、10～12はいずれも目標を達成した。測定指標9も目標達成に近い実績を示した。 したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること 当該施策目標については、いずれの指標の実績も向上していることから、目標を達成できたと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、目標年度が平成28年度であるため評価を行っていないが、政府全体において行政手続のオンラインサービスの改善やオープンデータの推進に取り組んでいることから、電子政府による行政サービスは引き続き向上しているものと考えられる。 測定指標2については、APIの公開(APIとはApplication Programming Interfaceの略、e-Gov電子申請に対応したソフトウェアの増加)により目標を上回ることができた。 測定指標3については、政府共通プラットフォームへの移行に伴い見直しを行ったことにより、想定以上にハードウェア・ソフトウェアの保守経費や借料の削減が可能となった結果、目標を達成できた。 測定指標4については、研修受講者を毎年度漸増させることで情報システムを活用できる人材の育成を拡大することを目指し、これまでの研修実績等を勘案して目標値を10,000人以上と設定して取組を進めてきており、平成26年度の実績は8,662人であった。平成27年度は、一元的な文書管理システム研修の新設に対する要望が多くあったことや、行政機関のサイバー攻撃被害事案に端を発する各府省の情報セキュリティへの急速な関心の高まりを踏まえ、各行政機関が直面する課題等に沿った研修コースの充実や受講者数増加に対応できる研修枠の確保、研修内容の周知などを行った結果、大幅に研修受講者数を増やすことができ、当初の目標値を大きく超える実績を上げることができた。 測定指標5については、27年度下半期の数値を今後取りまとめる予定だが、27年度上半期で78.8%(本府省部局は93.7%)と既に目標を上回っており、目標年度に向けて順調に推移しているものと考えられる。 	
	<p><施策目標>地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること 当該施策目標については、全国で56グループの自治体クラウド取組事例について、「自治体クラウドの積極的な展開に関する検討会」において自治体の担当者等の知見を取り入れつつ深掘り・分析、整理・類型化を実施し、その成果を取りまとめた上で、自治体に対し情報提供等を実施しており、また、クラウド化市区町村数が相当程度増加するなど、地方公共団体の情報化に一定の進展が見られることから、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標6については、クラウド化市区町村数が550団体(平成26年4月1日現在、自治体クラウド211団体、単独クラウド339) から、728団体(平成27年4月1日現在、自治体クラウド293団体、単独クラウド435)まで増加しているため、過去の実績を上回る効果が得られた。 測定指標7については、地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を安定的に実施したことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。なお、結果については、地方公共団体の情報化に関する施策や、地方行財政に関する施策の立案等に活用した(例:「地方公共団体等におけるオープンデータの具体的な取組等に関する調査研究報告書」など地方公共団体の情報化に資する報告書の取りまとめに活用、地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイルズ指数の基礎資料として活用、固定資産評価上の指針等に役立てて評価の適正均衡を確保)。 測定指標8については、防災情報及び行政情報の伝達等を行う通信衛星を利用したネットワークの安定的な運用を行ったことから、前年度と同水準の実績を上げることができた。 	
	<p><施策目標>番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること 当該施策目標については、概ね各測定指標に進展が見られることから、引き続き、施策を推進することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標9については、システムの一部機能が不具合(カード管理システムの中継サーバの作製を担当した事業者によるシステム設計のミスに起因する障害)が生じたものの、おむね当初計画どおり、個人番号付番システムが稼働したことから、目標に近い実績を示した。なお、障害発生を受けて個人番号付番システムの総点検を行い、さらなる障害等が起こらないようサーバーを増設する等の再発防止策を講じた。 測定指標10については、平成29年から本格運用を開始する特定個人情報のシステム連携に向けて、設計・開発の協議や運用検討ワーキンググループの運営など、情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施したことにより、目標を達成することができた。 測定指標11については、地方公共団体におけるシステム整備の支援が目的であり、各地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについて、システムの効率的・安定的な運用を実現するためクラウドを積極的に活用して共同化・集約化を推進している。このため、クラウド上でサービスを各地方公共団体に提供する地方共同法人である地方公共団体情報システム機構に対し、ソフトウェアの提供及び教育・引継ぎを実施したことにより、目標を達成することができた。 測定指標12については、調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速することができたことから、前年度と同水準の実績を上げることができたと考えられる(参考:「電子自治体オンライン利用促進指針」(平成18年7月)において定める「オンライン利用促進対象手続」の利用率:45.2%(平成25年度)→47.1%(平成26年度))。 	
評価結果		
次期目標等への反映の方向性	<p>国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政の推進に資する各施策を充実させることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、行政オンラインサービスの充実に向けた取組の結果、行政サービスが向上していることから、目標年度まで引き続き現状の測定指標を維持することとする。 測定指標2については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 測定指標3については、府省共通情報システムの政府共通プラットフォームへの移行が、目標値を大幅に上回るシステム運用コストの縮減割合を実現して完了しており、平成28年度事前分析表の測定指標からは削除することとする。 測定指標4については既に目標を達成しているため、今後は単に受講生の数ではなく、より高度なIT人材の政府における育成を目的とした研修を実施することに重点を置くこととし、それに見合う測定指標に変更することとする。 測定指標5については、電子決裁率が目標を大幅に上回る78.8%となっているほか、個別府省を見てもそのほとんどが60%を超えており、こうした文書管理システムの普及状況を踏まえて、今後は決裁業務の迅速化等による一層の業務効率化を目指すこととし、それに見合う測定指標に変更することとする。 測定指標6については、これまでの助言・情報提供により、自治体クラウドを中心とするクラウド化の取組が全国的に拡大してきていることを踏まえ、クラウド導入市区町村数が分かる測定指標を設定することとする。 測定指標7、8については、目標を達成しているため、引き続き施策を実施していく。 測定指標9については、個人番号付番システムは稼働したものの、一部機能は今後開発、連携テスト等を予定している。次期目標には、カードの有効性情報提供等のための機能に関する測定指標を設定することとする。 測定指標10については、内閣官房が設計・開発した、特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムを運用するための準備を進めてきたところであるが、平成29年1月に内閣官房から当該システムを受入れることとしており、今後は、各機関間の情報連携基盤となる基幹的なシステムである情報提供ネットワークシステムの安定的な運用を実施することが重要であることから、システムの主要な業務の稼働率を測定指標として設定することとする。 測定指標11については、地方公共団体における中間サーバーの整備について、総務省における施策が完了し、目標を達成したことから、平成28年度事前分析表の測定指標からは削除することとする。 測定指標12については、平成28年以降の調査研究対象としてマイナンバー制度が予定されておらず、地方公共団体の情報化を推進することに重点をおいた調査研究を予定していることから、「地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体を実現すること」の測定指標に変更する。 	
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から年度毎の実績値及び評価結果の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> e-Govの利用状況(http://www.e-gov.go.jp/about/use.html) 世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)(平成28年5月20日改定))(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20150630/siryou2.pdf) 「日本再興戦略」改訂2016(平成27年6月2日)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/)
---------------------------	---

担当部局課室名	大臣官房(企画課個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)	作成責任者名	大臣官房企画課個人番号企画室長 望月 明雄 行政管理局行政情報システム企画課長 澤田 稔一 自治行政局住民制度課長 篠原 俊博 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 飯塚 秋成	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	---	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-9)

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	8,543	6,753	5,310	6,003
		補正予算(b)	450	800	0	0
		繰越し等(c)	6,780	△ 516	801	
		合計(a+b+c)	15,774	7,038	6,111	
執行額		15,305	6,712	5,842		

(注)平成25年度合計予算は主に平成24年度「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る補正予算の繰越し等が計上されているため、平成26年度合計予算額は大幅に減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣 の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	(1)科学技術イノベーション総合戦略2016	(1)平成28年5月24日	(1)第1章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第2章 経済・社会的課題への対応 第3章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
(2)第5期科学技術基本計画	(2)平成28年1月22日	(2)第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第3章 経済・社会的課題への対応 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築	
(3)世界最先端IT国家創造宣言	(3)平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	(3)Ⅱ.「国から地方へ、地方から国へ」	
(4)日本再興戦略2016	(4)平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	(4)第2 具体的施策 Ⅰ 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等	
(5)知的財産推進計画2016	(5)平成28年5月9日	(5)第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	① 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合 <アウトプット指標>	91% (23年度～25年度の平均) 【25年度】	90%以上 (24年度～26年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均) 【27年度】	イ
			93% (24年度～26年度の平均)	94% (25年度～27年度の平均)		
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	② 適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施 <アウトプット指標>	平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施 【15年度】	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施 【27年度】	イ
			「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」の開催(6回)により、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価を着実に実施	「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」の開催(6回)により、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価を着実に実施		

	3	競争的資金を用いた研究開発課題の提案時における競争性の確保 ＜アウトプット指標＞	提案時における競争性の確保 【25年度】	提案時における競争性の確保 提案時における競争性を確保 (競争率(提案数/採択数)4.2倍)	提案時における競争性の確保 提案時における競争性を確保 (競争率(提案数/採択数)4.7倍)	提案時における競争性の確保 【27年度】	イ
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確認するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	4	研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞	100% (23年度～25年度の平均) 【25年度】	90%以上 (24年度～26年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均) 【27年度】	イ
	⑤	標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞	6件 【25年度】	6件以上	6件以上	6件以上 【27年度】	イ
				6件	6件		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	全ての測定指標において目標を達成しており、主要な測定指標1、5については目標どおりの達成状況であることから、本政策については「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること</p> <p>研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定するとともに、外部専門家による研究開発評価等を実施することで、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発課題の適切かつ着実な推進に取り組んできた。例えば、外部専門家の知見等を活用して、研究開発課題の企画立案時に実施する事前評価等において研究開発目標を適切に設定し、研究開発期間中に毎年度実施する継続評価において研究開発の実施状況等の評価及び評価結果のフィードバックを行い、研究開発終了後に実施する終了評価等において研究開発目標の達成度についての評価を行い、その評価結果は次の研究開発課題の企画立案に活用する等の取り組みを行ってきた。このような取り組みにより、終了評価において当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合が26年度は93%、27年度は94%となり、目標の90%以上を上回ったことから、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術の確立のための取組効果が認められる。</p> <p>※終了評価：研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発期間終了年度の翌年度に実施</p> <p>・測定指標1 外部専門家による終了評価において、例えば「超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発」(平成26年度終了)については、「オープンイノベーション体制により迅速かつ効率的に研究が遂行され、実用レベルとなるフィールド実証やLSIチップ化まで達成しているなど、目標を大きく上回る成果及び十分な成果展開がなされており、光通信分野における日本のプレゼンス向上に大きく貢献し世界を先導している。」と評価された。このような、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合が、26年度は93%、27年度は94%となり、目標の90%以上を上回ったことから、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要となる技術の確立のための取組効果が認められる。</p> <p>※終了評価：研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発期間終了年度の翌年度に実施</p> <p>・測定指標2 我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、「巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発」(平成27年度)や「グローバルコミュニケーション計画の推進-多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証-」(平成27年度)等の研究開発課題に着手してきた。これらを含む研究開発課題(26年度は34件、27年度は26件)に関して、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を効果的・効率的に推進するため、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を効率的かつ着実に開催(26年度及び27年度共に6回開催)し、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、及び追跡評価等)を着実に実施した。</p> <p>・測定指標3 ICTIにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定を喚起するため、新規公募に向けての報道発表や、総合通信局等において26年度及び27年度にのべ79回の公募説明会を開催する等、周知活動を実施してきた。その結果、26年度及び27年度共に一定の競争率を確保できている。(24年度：3.2倍、25年度：3.3倍、26年度：4.2倍、27年度：4.7倍)</p>	

評価結果	<p><施策目標>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること 研究開発成果の展開に貢献するため、「ICTイノベーションフォーラム2014, 2015」において成果発表を行うなど積極的に取り組んだ結果、追跡評価において標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合が26年度及び27年度共に95%となり、目標の90%以上を上回った。また、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献するため、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野において最新の動向等に関する調査を実施するなど積極的に取り組んだ結果、国際標準化機関への標準化提案を26年度及び27年度共に6件実施し、目標を達成した。このような取り組みにより、当該施策目標は、全ての測定指標を達成することができたことから、達成できたものと判断した。</p> <p>・測定指標4 外部専門家による追跡評価において、例えば「超高速光伝送システム技術の研究開発」(平成21年度終了)については、IEEE、ITU-T、OIF等の国際標準化機関において研究開発成果を前提とした提案を行い、計6件の国際標準化を行うなど、標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合が、26年度及び27年度共に95%となり、目標の90%以上を上回った。このことから、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、研究開発成果の展開のための着実な取組効果が認められる。 ※追跡評価:研究開発成果の展開状況等を客観的に評価・把握するため、研究開発終了後5年を目途に実施</p> <p>・測定指標5 標準化提案の検討における規格等の策定支援については、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野において、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連する情報通信技術の最新の開発動向等に関する調査を実施してきた。本調査成果を活用し、例えばWebブラウザにおける縦書きレイアウトに必要な技術要件、ワイヤレスネットワーク高度認証基盤技術に対する要件、スマートホームにおける宅内のIoTネットワークの接続アーキテクチャ等について、W3C、IEEE、ITU-T等の国際標準化機関への標準化提案の支援を26年度及び27年度共に6件実施(標準化寄与提案も各年度6件実施)し、目標を達成できた。このことから、着実な国際標準化に向けた規格等の策定支援に関する取組効果が認められる。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p><施策目標の修正> 本政策における各々の測定指標を理解する上で、1番目の施策目標である『情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること』から、2番目の施策目標である『研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること』までは、本政策の一連の流れにあることを明確にすることがより適切であるため、施策目標を一つに統合し「我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること」に修正する。</p> <p><測定指標1、4> 当該指標の目標値の設定にあたっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成27年6月19日閣議決定)において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて、90%と定めている。また、基準値や実績値についても、同様の考え方により過去3年間の平均値と定めている。今後もこの考え方を踏まえ、目標値等を定めていく。なお、研究開発の実施に当たっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。</p> <p><測定指標2> 当該指標については、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を実施することが定められており、「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」を効率的かつ着実に実施していることを評価することが適切であると考えられる。このことから、当該会合の開催回数を測定指標として定めるのではなく、「適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施」と定めている。今後もこの考え方を踏まえ、目標等を定めていく。</p> <p><測定指標3> 当該指標については、ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定をどの程度喚起したかを把握するために、一定以上の競争率(提案数/採択数)を確保しており、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。なお、これまで指標としていた「競争的資金を用いた研究開発課題の提案時における競争性の確保」は、過去5年以上にわたり目標を達成してきており、研究開発課題の適切かつ着実な実施がなされているところである。一方で、当該指標は、「情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成する」という施策目標に対して、競争的資金を用いた研究開発課題の提案時に関係する指標であり、研究開発課題の課題設定時から終了時までの複数年度にわたる着実な実施を図るといふ、更に幅広い観点からの評価とするため、「研究開発課題の適切かつ着実な実施」を指標として改めて設定することとする。</p> <p><新たな測定指標の設定> 情報通信技術の研究開発課題の課題設定時から終了時までの複数年度にわたる着実な実施を図るといふ幅広い観点から評価を行うため、「研究開発課題の適切かつ着実な実施」を指標として設定する。</p> <p><測定指標5> 当該指標については、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援件数を指標として設定している。しかしながら、施策目標の達成状況を測るためには、支援した件数よりも標準化提案に結びついた件数を目標とする方がより適切であることから、指標を策定支援件数から標準化寄与提案件数に変更する。</p> <p>我が国が超高齢化社会を迎え、国際的な経済競争が厳しくなる中で、新たな価値創造を図り持続的に成長していくためには、経済社会活動全般の基盤及び国民生活の安全・安心を守る基盤であるとともに、今後とも重要な産業であるICT分野が力強く成長し、市場と雇用を創出していく必要がある。このような現状や上記の評価結果を踏まえ、引き続き情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立に向けて取組を行うこととする。なお、国際競争の激化や社会課題の複雑化・高度化等の状況変化に対応するため、日本再興戦略、科学技術イノベーション総合戦略、世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、ビッグデータ・人工知能・IoT・ロボット等の先端技術の研究開発・標準化の取組等を、更に充実させていく必要がある。</p> <p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>

学識経験を有する者の知見等の活用	<p><研究開発の推進></p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する課題指定型の個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○ICTイノベーション創出チャレンジプログラム(I-Challenge!) 評価・運営委員会 本評価委員会において、ICTイノベーション創出チャレンジプログラムにより実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)における評価委員会等 競争的資金として、プログラムディレクターにより事業全体を統括。 研究開発評価委員会等において、戦略的情報通信研究開発推進事業により実施される個々の研究開発の提案内容等の評価を実施。 プログラムオフィサーによる採択課題候補の選定等を実施。</p> <p>○平成28年7月、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から「施策目標の統合」や「政策の分析」の記述等について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p> <p><標準化の推進></p> <p>○情報通信分野における標準化政策検討委員会 情報通信審議会答申「情報通信分野における標準化政策の在り方」(平成24年7月25日)を踏まえて、標準化政策を推進している。</p> <p>○平成28年7月明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授から「施策目標の統合」や「次期目標等への反映の方向性」の記述等について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html) ・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html) ・ICTイノベーション創出チャレンジプログラムに関するウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/ichallenge/index.html) ・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日)(http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他1課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	--	--------	------------------------	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-10)

政策(※1)名	政策10: 情報通信技術高度利活用の推進			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。					
基本目標【達成すべき目標】	世界最高水準の情報通信技術利活用社会の実現のため、国民生活・企業活動に必要な不可欠となっているICTの高度利活用の推進により、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための基盤整備を実施する。					
政策の予算額・執行額等(百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(注)	当初予算(a)	9,696	7,780	7,052	6,208
		補正予算(b)	11,327	4,830	1,789	0
		繰越し等(c)	13,663	8,010	3,653	
		合計(a+b+c)	34,686	20,620	12,493	
執行額		20,478	17,393	11,296		

(注)平成25年度から平成27年度までの予算額は、「好循環実現のための経済対策」、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等」に係る補正予算額及び各前年度からの繰り越し等が計上されているため、平成28年度予算額は減少している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第一 総論 第二 具体的施策
世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	Ⅱ.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のための3つ重点項目)等

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
①	国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模 (平成25年版情報通信白書) 【25年度】	全産業中最大規模を維持 全産業中最大規模 (平成26年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持 全産業中最大規模 (平成27年版情報通信白書)	全産業中最大規模を維持 【27年度】	イ

ICTによる新たな産業・市場を創出すること	2	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	<ul style="list-style-type: none"> ・公共データについて「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し」の検討を実施。 ・公共データの利用ルール等を解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施。 ・7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性の検証及び仕様を精査を実施。 ・オープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施し、優秀なものを表彰。 <p style="text-align: center;">【25年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発や、アイデアソン、ハッカソン※等によるオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 <p>※グループにおいてアイデア出し、ソフト開発等を行うイベント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討を実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソン等によりオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 <p style="text-align: center;">【27年度】</p>	イ	
		3	4K・8K等の次世代放送・通信サービスの早期実現 ＜アウトカム指標＞	<ul style="list-style-type: none"> ・4K・8K等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表。 ・4K・8K等のサービス実用化のための、圧縮符号化技術をはじめとする技術の検証、伝送・制作環境の整備等。 <p style="text-align: center;">【25年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4Kの試験的放送を実施し、技術検証等を実施。 <p>4Kの試験的放送を平成26年6月に124/128度CSにおいて開始し、技術的要素について技術検証等を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4Kの本放送、8Kの試験的な放送に向けた技術検証等を実施。 <p>4Kの本放送を、平成27年3月に124/128度CSにおいて、11月にIPTV等において、12月にケーブルテレビにおいて開始。また、8Kの試験的放送の技術的要素について技術実証を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年（H26年）に、衛星放送等において4Kの試験的放送の開始。 ・2016年（H28年）に、衛星放送等において4Kの本放送、8Kの試験的放送の開始。 <p style="text-align: center;">【28年度】</p>	イ
		④	日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施 ＜アウトプット指標＞	<ul style="list-style-type: none"> ・地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送の実現に向けた検討。 <p style="text-align: center;">【25年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外（特にアジア諸国）の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。 <p>・ASEAN諸国等13か国における地上波テレビ等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信する事業を実施（41事業）。</p> <p>・ASEANで展開する日本番組専門チャンネルにおいて、地域活性化に資する放送コンテンツを計125時間（程度）放送。さらに2回の再放送を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、海外（特にアジア諸国）の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。 <p>・ASEAN諸国等14か国・地域における地上波等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信する事業を実施（33事業）。</p> <p>・ASEAN3か国で展開する日本番組専門チャンネルにおいて、各地のローカル局・番組製作会社等が製作した、地域創生に資する日本各地のもの作りやサービスを海外に紹介する番組を計32時間（程度）放送。さらに2回の再放送を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験を行うことにより、海外（特にアジア諸国）の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。 <p style="text-align: center;">【27年度】</p>	イ

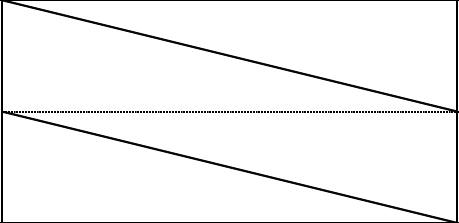
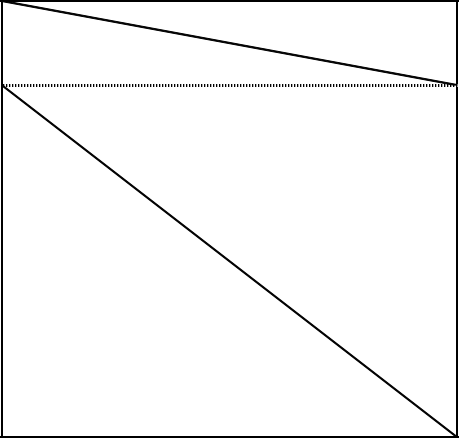
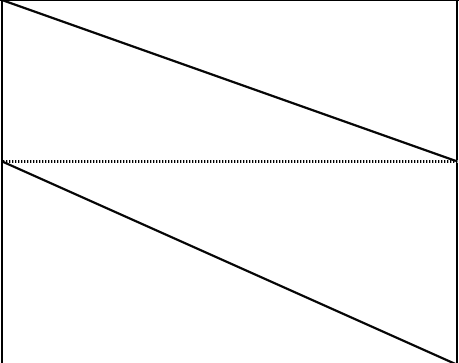
5	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた技術要件等の策定 ＜アウトプット指標＞	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた検討を実施。 【26年度】		デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。 ・デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題(デジタルサイネージの技術仕様が運用者間で異なるため、互換性・相互接続性が確保できていない)の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様の策定、公表を実施。 ・今後、デジタルサイネージにより想定されるサービスとして、交通系ICカード、スマートフォン等と共通クラウド基盤を活用した個人の属性に応じた情報提供等の実現に向けた検討を実施。	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。 【27年度】	イ	
6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表 ＜アウトプット指標＞	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定。 【25年度】	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表。 自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを、内閣官房社会保障改革担当室所管の社会保障・税番号制度共有ツール「デジタルPMO(※)」へ掲載することで公表。 ※社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様の策定。 自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデル改訂版を策定。公表後、自治体からの問い合わせ対応を適宜実施。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様(技術仕様)の策定。	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの公表・改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様の策定。 【27年度】	イ	
7	全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ＜アウトプット指標＞ ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間	いずれも 99.5%以上 【25年度】	いずれも 99.5%以上	・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:99.86% 民側:100% ・電気通信行政情報システム 99.99%	・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側:100% 民側:99.78% ・電気通信行政情報システム 99.99%	いずれも 99.5%以上 【27年度】	イ
8	ICTを活用した街づくりの普及展開に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	(1)「ICT街づくり推進会議」を開催し、ICTスマートタウンの普及展開方策について検討。 (2)ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」(※)構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ※これまでの地域実証プロジェクトで得られた成果を、他の地域において、それぞれのニーズに応じて安価かつ容易に再利用することを可能とする仕組み 【25年度】	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、 ・これまで実施した地域実証プロジェクトの成果に関する分析を行い、技術仕様等を策定・公開。 ・ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ・これまでに実施した地域実証プロジェクトの成果を整理し、「ICTIによる地方創生の成功事例」を策定、平成27年4月に公表。 ・ICT街づくりの普及展開のための成功モデルやプラットフォーム構築に向けた地域実証プロジェクトを5件実施し、平成27年度の目標値としていた成功モデルやプラットフォーム構築を実現。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。 これまで実施した地域実証プロジェクト(ICT街づくり実証プロジェクト)において得られた成果(成功モデル及びプラットフォーム)等を基に、「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を18地域で実施し、ICT街づくりの普及展開を実現。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。 【27年度】	イ	

	<p>対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス</p>	<p>(1)77% (2)1% 【20年度】</p>	<p>(1)92.6% (2)5.7%</p> <p>(1)95.7% (2)7.3%</p>	<p>(1)94.8% (2)6.8%</p> <p>(1)98.1%(速報値) (2)9.0%(速報値)</p>	<p>(1)100% (2)10% 【29年度】</p>	<p>イ</p>
	<p>医療・介護・健康分野におけるICTの利活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施。 【24年度】</p>	<p>在宅医療・介護分野における情報連携基盤のICTシステムに関する更なる検証、技術仕様の策定・公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定に向けた課題の整理。</p> <p>在宅医療・介護分野における情報連携のための技術文書を平成27年3月に公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムの在り方について検討を実施。</p>	<p>医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様案等の検討・作成。</p> <p>医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様案等を検討を踏まえて策定し、平成27年7月に公表。 また、個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理できる(PHR)システムの在り方について検討を実施。</p>	<p>医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立。 【28年度】</p>	<p>イ</p>
	<p>教育分野におけるクラウド※導入を促進するための導入手法の確立と普及 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態</p>	<p>クラウド等の最新の情報通信技術を活用した教育現場で活用するに当たり、導入手法を検討するための調査研究を実施。 【25年度】</p>	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。</p> <p>教育ICTシステムに関する実証成果等を踏まえ、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための「クラウド導入ガイドブック2015」を平成27年3月に策定、5月に公表。</p>	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの普及・促進のため、更なる実証及び調査研究を踏まえ、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書「クラウド導入ガイドブック2015」を見直す。</p> <p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの普及・促進のため、平成27年度における実証成果等を踏まえて、「クラウド導入ガイドブック2015」の内容を更新し、「クラウド導入ガイドブック2016」を平成28年3月に策定、5月に公表。</p>	<p>クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。実証を経た教育ICTシステムは、普及モデルとして技術仕様を策定・公表。 【28年度】</p>	<p>イ</p>
<p>ICT利活用により社会課題の解決を推進すること</p>	<p>(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T※(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数 ＜アウトカム指標＞</p> <p>※基準(値)は25年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部門の一つで、通信分野の標準策定を担当</p>	<p>(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 (2)7件 【25年度】</p>	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)-</p> <p>(1)勧告化に向けた標準化活動として、ITU-T会合において、我が国の意見を勧告案に反映させるため寄書提案等を実施。 (2)8件(累計15件)</p>	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)-</p> <p>(1)勧告化に向けた標準化活動として、ITU-T会合において、我が国の意見を勧告案に反映させるため寄書提案等を実施。 (2)7件(累計22件)</p>	<p>(1)勧告化に向けた標準化活動を実施。 (2)寄書累計25件以上 勧告又は勧告見込み計2件以上 【28年度】</p>	<p>イ</p>

⑬	(1)テレワーク導入企業の割合 (常用雇用者100人以上の企業) (2)全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞	(1)11.5% 【24年末】 (2)4.5% 【25年度】	— (1)11.5% (2)3.9%	— (1)16.2% (2)2.7%	(1)19%以上 (2)10%以上 【32年度】	—
14	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施 ＜アウトプット指標＞	情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表（ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等）。 【25年度】	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。 情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表（ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等）。	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。 情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表（ICTの経済分析に関する調査、ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究等）。	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表。 【27年度】	イ
15	高齢者のICTリテラシー※向上に資する講習会の普及展開にむけたガイドライン(手引書)等を公表 ＜アウトプット指標＞ ※単なるICTの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念	「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、コミュニケーションツールとしてのICTの有効性、ICTリテラシー向上に係る取組等を検討。 【25年度】	高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。 高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、全国(11地域×3カ所)の公民館等でタブレットを使った講習会の実証を行い、その成果を「高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会に関する手引書」等に取りまとめ、平成27年5月に公表。		高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表。 【26年度】	イ
16	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実 ＜アウトプット指標＞	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成等を実施。 【25年度】	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定。 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために7者、「デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等を推進し、ガイドライン「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」を策定。	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 ・障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティの規格(JIS)の改正等を踏まえて、公的機関のウェブアクセシビリティ向上に向けた取組の手順等を示す「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びウェブアクセシビリティのチェックツール「miChecker」を改定。 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために5者、「デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援。 ・平成26年に策定した「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」に基づく制作支援ツールを開発し、制作支援ツールを用いて制作した電子書籍を検証・評価。これらの成果を仕様として標準化団体に提案するなど、情報アクセシビリティに配慮した電子書籍規格標準化に向けた取組を実施。加えて、読み上げ対応のための電子書籍記述仕様についてガイドラインを拡充。	・引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 【27年度】	イ

17	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	「ICT生活資源対策会議」を開催し、ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現等について検討。 【25年度】	<p>「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 <p>農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。</p> <hr/> <p>・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、実証実験を通じて、舗装路面の劣化や損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術を確立。 ・実証実験の成果を内閣官房において取りまとめられた「農業ITシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン」等に反映。 	<p>農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。</p> <hr/> <p>・農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様として、農業情報を異なる生産者・機器の間で相互に活用するために必要な技術仕様（標準化ガイドライン）を平成28年3月に策定・公表するとともに、平成26年度の実証実験の成果を他地域への普及展開が可能なモデルとして確立した。</p>	<p>・農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 <p>【27年度】</p>	イ
18	G空間情報（地理空間情報）を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築のための取組状況 ＜アウトプット指標＞	「G空間×ICT推進会議」を開催し、G空間情報を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討。 【25年度】	<p>「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームシステムとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。 <hr/> <p>・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施した。 	<p>・実証結果等を踏まえ、G空間プラットフォームの高度化を実施。</p> <hr/> <p>・平成26年度の専門部会の議論の結果等を整理した上で、G空間プラットフォームの機能改善・追加内容を検討し、登録支援・入手支援・情報評価等の高度機能を実装・実証し、高度化を実施。</p>	<p>「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。 <p>【27年度】</p>	イ
19	Lアラート(※)とG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進のための取組状況 ＜アウトプット指標＞ ※自治体が発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤。	G空間シティ構築事業における実証プロジェクトを実施し、G空間防災システム(※)による災害情報の迅速かつ的確な予測等を実現。 ※地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対して、準天頂衛星等を活用して構築する先端的な防災システム。 【26年度】	<p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。</p> <hr/> <p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援等の10の事業を採択し、全国10地域で実証を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置情報等の入力支援実証(5事業) ・メディアによる災害情報の視覚化等の実証(4事業) ・自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証(1事業) <p>実証し開発したシステム等は、自治体等で実用可能であることを確認。</p>	<p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。</p> <p>【27年度】</p>	<p>Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。</p> <p>【27年度】</p>	イ
20	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及 ＜アウトプット指標＞	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な人材の育成方策、有効性等について調査研究等を実施。 【25年度】	<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。</p> <hr/> <p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、その成果を平成27年5月に公表。</p>		<p>実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。</p> <p>【26年度】</p>	イ

	<p>21</p> <p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>(1)RSA暗号の脆弱性及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に係る調査を実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 【25年度】</p>	<p>(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 (1)利用者端末から電子証明書を窃取するマルウェア等の技術調査及び電子証明書の安全な配布方法に関する検討を実施。 (2)セミナーを1回開催。</p>	<p>(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 (1)電子署名等における電子証明書の長期有効性確保に関する技術調査、検討を実施。 (2)セミナーを1回開催。</p>	<p>(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 【27年度】</p>	イ
	<p>22</p> <p>スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・アプリにおける利用者情報の取扱いが適切かどうかについて、第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II」を取りまとめ。 ・第三者検証を推進するに当たっての諸課題を検討するタスクフォースを設置。 【25年度】</p>	<p>・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等について検討。 ・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について、プロトタイプシステムの開発及び小規模フィールドでの実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等必要な技術的課題等の検討を実施。</p>	<p>「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討。 第三者検証主体が、「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、ラボリ解析の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施。</p>	<p>個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関して、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の実運用に向けた環境を整備。 【28年度】</p>	イ
ICT利活用のための基盤を整備すること	<p>23</p> <p>サイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス※能力の向上のための取組状況 ＜アウトプット指標＞ ※ 事案への対処</p>	<p>標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた検討を実施。 【25年度】</p>	<p>我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取組を推進。 ・標的型攻撃の解析環境の構築 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 ・標的型攻撃の解析環境を構築し、実際に組織に対して行われた標的型攻撃を解析することで攻撃の特徴を一部捕捉 ・防御モデルについて、標的型攻撃を予防・検知する手法のモデル化を実施 ・水飲み場攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を7回実施</p>	<p>引き続き我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の高度化 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 ・平成26年度の成果を踏まえて、標的型攻撃の解析環境の高度化を行い、実際に組織に対して行われた標的型攻撃を解析することで攻撃の特徴を更に捕捉。 ・平成26年度の成果を踏まえて、解析結果を踏まえた防御モデルについて検討し、標的型攻撃を予防・検知する手法の更なるモデル化を実施。 ・インシデントレスポンス向上のための標的型攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を6回実施。加えて、府省対抗のサイバー防御訓練(NATIONAL CYBER EKIDEN 2016)を実施。</p>	<p>標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析手法の確立 ・解析結果を踏まえた防御モデルの確立 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 【27年度】</p>	イ
	<p>24</p> <p>地域活性化に資する、観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiの整備を行う地方自治体等に対して補助を実施。 【26年度】</p>		<p>引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を推進。 補助金の交付を通じて、53団体が主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を実施した。</p>	<p>引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiを利用可能にする。 【32年度】</p>	イ

25	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備 <アウトプット指標></p>	<p>19% 【25年度】</p>		<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 30%</p>	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 100% 【30年度】</p>	イ
26	<p>マイナンバーカード※を普及させるための公的個人認証サービス利活用推進の取組状況 <アウトプット指標></p> <p>※事前分析表では「個人番号カード」と記載。</p>	<p>実証事業を行うことにより、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用したユースケースを具体化、共通プラットフォームの有効性の検証、課題の整理等を実施。 【26年度】</p>		<p>「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業を通じ、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の利活用事例(コンビニのキオスク端末による戸籍証明書の交付、母子健康情報サービスの提供等)の可視化を行うとともに、当該事例の実現に向け、課題の検証等を実施。 ・当該事業等を通じて、署名検証者の認定基準を踏まえた認証プラットフォームの機能要件を明らかにし、公的個人認証サービスの署名等の検証を行う民間事業者の大臣認定要件の制度整備を実現し、当該制度活用した法人3社の認定を実施。 ・「個人番号カード・公的個人認証サービス利活用推進の在り方に関する懇談会」において、実証実験を通じた課題検討を行い、法人3社による公的個人認証サービスの先行導入をはじめ、様々なユースケースについてのアクションプランを検討。 	<p>「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。 【27年度】</p>	イ
27	<p>放送・通信の連携による地域コンテンツの流通促進のための取組状況 <アウトプット指標></p>	<p>地域経済の活性化や地域の生活環境の向上に資するような全国の各地域が保有しているコンテンツの地域内外への効果的な情報発信に関する検討を実施。 【26年度】</p>		<p>全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証等を実施。</p> <p>全国の地域コンテンツの内外に向けた多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題(災害情報受信時の受信機仕様不明確など)や運用上の課題(放送コンテンツのフォーマット変換作業など)を解決するための実証を実施。本実証の成果を踏まえ、放送・通信連携に関わる民間の技術規格への反映に向けた議論が開始されたところ。</p>	<p>全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証等を実施。 【27年度】</p>	イ

<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p>
<p>(判断根拠)</p>	<p>測定指標1、4、13及び24は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標のうち1,4,24については達成、測定指標13については基準値である平成25年度と比べて伸び悩んでいる状況が見られる。また、その他の測定指標も達成を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>	
<p>「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)や「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)などにに基づき、IT総合戦略本部を始めとする関係府省庁と連携して事業を実施した。また、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現、医療・介護・健康分野におけるICTの利活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立、教育分野におけるクラウド導入を促進するための導入手法の確立と普及及び地域活性化に資する観光拠点や防災拠点のWi-Fi環境の整備とともに、事業の一層の適切な実施に務めた。</p>		
<p><施策目標>ICTによる新たな産業・市場を創出すること</p>		
<p>本施策目標については、民間においても積極的な取組が行われるよう本政策が適切に実施されたことにより、国内生産額に占めるICT産業の割合が全産業中最大規模を維持されたほか、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた2次利用ルールや技術仕様策定などの取組、また、日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組等を通じて、新たな産業・市場を創出するための環境整備を図り、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与したため、目標達成することができた。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであり、民間においても積極的な取組が行われるよう、本政策が適切に実施されたこと等により国内生産額に占めるICT産業は、順調に推移しており、目標を達成することができた。 測定指標2については、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組として、公共データの自由な二次利用を認める利用ルール、データの利用ルール及び技術的事項を解説した「オープンデータガイド」、分野を超えたデータの効果的な利活用に必要な技術仕様である「情報流通連携基盤API」等の策定に取り組んでいるところ、国際動向を調査してこれらの改訂に反映するとともに、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携することにより民間企業及び地方公共団体に幅広く周知することができたため、目標を達成。あわせて、オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソンの開催、データ利活用によるビジネス事例集の策定、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等に取り組むことでオープンデータ化のメリットの可視化を図るとともに、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携することにより民間企業及び地方公共団体への普及・啓発を実現することができたため、目標を達成。 測定指標3については、4K放送については、関係事業者・団体と連携・協力して技術実証を行い、その成果を活用して平成26年6月から試験放送を行うことにより、平成27年3月に124/128度CSにおいて、同年11月にIPTV等において、同年12月にケーブルテレビにおいて実用放送を開始することができたため、目標を達成。また、8K放送についても、同様に関係事業者・団体と連携・協力して技術実証を行い、その成果を活用して平成28年にBSIにおいて試験放送が開始される予定となっており、目標を達成する見込み。 測定指標4については、これまでの支援を通じて日本の放送事業者等と海外の放送事業者等との関係構築・強化が進んだことにより、平成26年度はASEAN諸国等13か国における地上波テレビ等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツが継続的に発信され(41事業等)、平成27年度はASEAN諸国等14か国・地域における地上波等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツが継続的に発信され(33事業等)、目標を達成した。 測定指標5については、現在我が国におけるデジタルサイネージシステムは、デジタルサイネージ設置者や事業者ごとにシステムが異なっており、災害時等の緊急時における、災害情報、避難所情報等の一斉配信等が困難であり、関係事業者等のヒアリングや国内外の事例などを調査し、デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信等の実現に向けた課題の整理及び検証を行い、デジタルサイネージの相互運用性確保に向けた標準仕様を策定、公表したことにより目標を達成した。 		
<p><施策目標>ICT利活用により社会課題の解決を推進すること</p>		
<p>本施策目標については、我が国が直面する様々な分野(地方創生、医療、教育、農業、雇用、環境、福祉、行政等)における社会的課題を解決するため、各府省庁と連携しながら、分野毎におけるICT利活用モデルの確立や技術仕様策定を実施するとともに、普及啓発・導入支援が適時・適切に実施された。これらの取組により、様々な分野におけるICT利活用による社会課題の解決(例えば、ICT街づくりによる地域活性化、医療費抑制及び国民の健康維持向上に資する情報連携基盤の実現、クラウドを利活用した教育の情報化、ICT利活用による農業生産性の向上、テレワークによる働き方改革、ICTによる地球温暖化対策、ICT利活用による高齢者・障害者の利便性向上、自治体クラウドを通じた情報システム経費削減や住民サービスの向上等)に向けた環境整備が着実に進展し、施策目標の実現に寄与したため、目標達成することができた。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 測定指標6については、平成26年度に自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルをデジタルPMOへ掲載し公表した。また、番号法や自治体クラウドの最新動向等を踏まえた同モデル改訂版も策定した。自治体が情報システムを巡る環境変化に対応できるよう、自治体からの問い合わせ対応を適宜実施したことにより目標を達成することができた。また、27年度に「多様なクラウド環境下における情報連携推進事業」を実施したが、事業実施にあたっては、成果が期待できる事業者を公募及び外部評価のプロセスにより選定することで当初見込みどおりの成果をあげた。また、アドバイザーにAPPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)及びシステム間連携について先進的な自治体を加えることで、当該アドバイザーの知見等を活用し、事業計画や目標等を適切に設定・実施した。本事業において、段階的クラウド化等に向けた技術的課題等の整理、解決に資する技術仕様等の検討等に係る実証システムを構築し、技術検証を行うことにより、自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様(技術仕様)を策定し、目標を達成することができた。 測定指標7については、システムの運用監視を適切に実施することで目標を達成した。これにより、全省庁に対し安定的に統一参加資格審査及び情報提供を可能とし、例えば統一参加資格申請者の調達窓口への移動・郵送コスト削減や、電気通信行政事務を効率化するなど、施策目標の達成に寄与した。 測定指標8については、これまで実施したICT街づくり実証プロジェクト(センサーを活用した鳥獣被害対策、森林クラウド等)において得られた成果(成功モデル及びプラットフォーム)等を基に、外部有識者で構成される「ICT街づくり推進会議」での議論や、当該有識者が参加する各地の地域懇談会での意見交換の結果を踏まえて、具体的な成果が上がっている分野や、今後の普及展開が見込める分野を中心として普及展開を進めることとし「ICTによる地方創生の成功事例」を公表するとともに、全国18地域で「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を実施したことにより目標を達成することができた。 測定指標9については、対象となる放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合や解説放送時間の割合については、総務省の策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に即して、関係放送事業者が、平成29年度までの拡充計画を定め、当該計画に基づく番組制作体制の整備等自主的な取組により、目標を達成することができた。 測定指標10については、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する実証事業を行い、コスト面やセキュリティ面の課題や医療・介護・健康面での効果等を検証した上で技術仕様等を策定したほか、個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理できる(PHR)システムの在り方について検討するため、「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」を開催し、外部専門家の知見等を活用してPHRの実現に向けた技術面及び運用面での課題や有望なモデル等についてとりまとめたことにより目標を達成。 測定指標11については、平成27年度に世界6か国、71校において、学校・家庭等をシームレスにつなぐとともに、多種多様なコンテンツを利用でき、低コストで導入・運用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の実証を行った。その成果をもとに、主として教育委員会・学校向けのクラウド導入のガイドブックとして「具体的な調達の手法」や「情報セキュリティに関する手続き」部分も拡充し、見直しを行い、「クラウド導入ガイドブック2016」を策定したため、目標を達成。 		

政策の分析
(達成・未達成
に関する要因
分析)

・測定指標12については、国内において先進的な取組等の調査を元に、積極的にITU-T会合等の国際会議の場で紹介し、標準化活動として、我が国の意見を反映させるための寄書提案等を実施することにより、目標を達成。
・測定指標13については、(1)のテレワークの導入企業の割合は、基準値である平成24年末と比べて増加傾向にあるが、(2)の全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合が、基準値である平成25年度と比べて伸び悩んでおり、全体として、平成32年度の目標に向けて、着実に推移しているとはいえないが、企業等への専門家派遣(27年度130件)や 導入推進セミナー(27年度115名参加)、優良事例の収集(27年度36件)等の普及啓発事業を実施している等、目標達成に向けて、着実に実施している。
・測定指標14については、情報通信白書への掲載等も念頭に、情報通信分野に豊富な知見を有するシンクタンクが、情報通信の利活用がもたらす社会経済全般への波及効果等を把握する観点から情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施し、公表(IGTの経済分析に関する調査、ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究等)することにより、目標を達成することができた。
・測定指標15については、地方の活性化等に関し、高齢者の活躍が期待される一方で、高齢者のICT利活用能力が不十分なため、地域のコミュニティ形成、ボランティア活動等による高齢者の社会参画が進展せず、高齢者のICTリテラシーの向上が課題となっている。自治体等では、高齢者向け講習会の効果的な開催ノウハウや有効な教育等を有しておらず、これら教育アセットの開発が望まれていたところ。全国11地域で合計66コースの講習会(約990名受講)を地域実証として実施し、その成果を講習会開催手順書、教材(指導者用、受講者用)等として「『高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会』に関する手引書」として取りまとめ、HP上で公表するとともに、民間団体と連携して本成果物の展開を図っており、地域のNPO等による講習会の開催やICT端末を使用した高齢者による災害発生場所の自治体への報告等の事例が発現しており、目標を達成。
・測定指標16について、これまで「みんなの公共サイト運用モデル」や「miChecker」により、自治体等のウェブアクセシビリティ向上の取組を支援してきたところ、今般、障害者差別解消法の施行(平成28年4月)や、手順書等の根拠となるJISの改正(平成28年3月)と同時期に手順書等を改定・改良することができたことにより、自治体等のウェブアクセシビリティ向上の取組に対し断続なく支援を行うことができたため、目標を達成した。また、障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)においてその実施が明記されている助成事業について、外部有識者による採択評価会において採択された事業すべてを適切に執行できたことにより、民間企業等の情報バリアフリーに向けた取組を支援することができたため、目標を達成することができた。なお、採択に当たっては通信、放送、標準化、福祉等の各分野の専門家や公認会計士で構成される外部有識者により、高齢者・障害者の利便性向上等に対する社会的ニーズに資するものであるか、将来的な研究開発成果の波及性及び研究開発の効率性等の観点で審査を行い、採択案件を決定したことから、多角的な評価視点と公正性を確保しつつ、社会的ニーズに合致することを確保してきた。加えて、上記障害者基本計画において「アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進める」とされたことや障害者差別解消法の施行によって業界団体と問題意識の共有が進んだことにより、「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」を策定・拡充するとともに、ガイドラインの検証・評価を踏まえた技術仕様を標準化団体に提案することができたため、目標を達成。
・測定指標17については、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析や、生産から消費までの情報連携等に取り組んできたところ、これらの取組を実証事業として実施し、農業の生産性向上・高付加価値化に必要なデータ項目やデータ規格を整理することによって、その成果を他地域への普及展開が可能なモデルとして確立し、分野や業種を超えてデータを利活用することが可能な環境を構築することができたため、目標を達成。また、路面の劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立に取り組んできたところ、これらの取組を実証事業として実施するとともに、外部有識者による会合を平成27年3月に開催し、路面管理の高度化に必要なデータ項目やデータ規格を整理することによって、その成果を他地域への普及展開が可能なモデルとして確立し、分野や業種を超えてデータを利活用することが可能な環境を構築することができたため、目標を達成。あわせて、農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様として、農業情報を異なる生産者・機器の間で相互に利活用するために必要な技術仕様(標準化ガイドライン)を平成28年3月に策定・公表するとともに、内閣官房及び農林水産省と連携して当該技術仕様(標準化ガイドライン)の説明会を平成28年3月に開催し、生産者及び民間企業への普及・啓発を実現することができたため、目標を達成。

<施策目標>ICT利活用のための基盤を整備すること

本施策目標については、補助金を通じた主要な観光・防災拠点におけるWi-Fi環境の整備推進、G空間情報(地理空間情報)を利活用するための基盤として「G空間プラットフォーム」の構築・高度化、また、近年巧妙化しているサイバー攻撃に対応するための防御モデルの確立やサイバー防御演習・防御訓練を通じた人材育成等の適切な実施により、目標を達成。これらにより、ICT利活用のため基盤整備が図られるとともに、それを適時・適切に利活用する人材を育成するなど施策目標の実現に寄与したため、目標達成することができた。

・測定指標18について、平成26年度はG空間プラットフォームの機能設計・開発を行い基本機能を実装。平成27年度では新規機能に関する留意点や基本機能に関する改善点等を取りまとめた上で、登録支援、入手支援、評価機能等の高度機能の実装・運用検証を実施。当該検証において、地方自治体などのG空間情報利活用者に対してヒアリングを実施したことにより、実装した機能やデータ活用の有効性及び改善点等が確認できたことから、実装仕様書や運営指針の改訂につなげることができた。加えて、地理空間情報活用推進会議や利活用推進チーム等専門部会にも出席し、他省との情報共有にも努めることにより、目標を達成することができた。
・測定指標19については、関係団体等への協力要請や有識者による評価会等の取組を行うことによりアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報可視化等の10実証事業を採択し、全国10地域において実証事業を実施した。これらの実証事業を通じて災害情報提供の高度化や全国自治体等で実用可能であることを確認することにより、目標を達成することができた。
・測定指標20については、産業界から実践的なICT利活用人材の育成の必要性が指摘されており、同人材を効果的・継続的に育成するための仕組みを検討・検証するに当たり、企業・団体内での育成と高等教育機関による育成に着目し、それぞれのパターンによる講習会を11カ所(企業・団体:7カ所、高等教育機関:4カ所)で開催して、実践的なICT利活用人材の育成に有効なワークショップ形式の講座を実施するための教材の開発を行うとともに、これらの教材等の普及や継続的な人材育成の方策等を検討し、ワークショップ教材を含む「地域における高度ICT人材の継続的な育成方策等」に係る調査研究」に取りまとめた。この成果物はホームページ上で公開し、無償で提供(平成28年6月現在で85件)を行っており、またICT利活用人材の育成を推進する民間団体が平成27年9月に立ち上がり、産学官連携して実践的なICT人材の育成の取組を開始したところ。これらのことから目標を達成することができた。
・測定指標21については、電子署名について、ICTの高度化・進展に合わせ、新たな技術に基づく製品やサービスが登場するなど、年々、取り巻く市場・環境が変化している状況にあり、それに合わせて、国内外の市場、国外の制度及びその運用状況調査や、新たな製品・サービスの企業における導入事例を紹介することが求められている。平成26年度は、電子証明書の信頼性の基盤となる、電子証明書等の安全な配付の在り方について、調査、検討を行い、平成27年度は、国内での潜在的な課題である電子署名等における電子証明書書の長期有効性確保について調査・検討を行うことで、問題点及び方策を明示した。また、製品・サービスの導入を促している企業等に対し、導入事例等を紹介するセミナーを1回開催した。以上のことから、目標を達成した。
・測定指標22については、第三者検証主体が、「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、プライバシーポリシー解析の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討を実施し、当該実施結果について「スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー 普及・検証推進タスクフォース」において有識者である構成員に御議論いただき、平成28年4月28日に「スマートフォン プライバシー アウトLOOKⅢ」の公表を行うなどにより、目標を達成することができた。

・測定指標23については、平成26年度の成果を踏まえて、防御モデルについて、標的型攻撃を予防・検知する手法の更なるモデル化を実施し、実組織での運用検証を行う準備を完了したことで、平成28年度に予定する実証が可能となり、防御モデルの確立に向けて前進した。また、平成27年度は、標的型攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を6回実施(約80組織、200名以上が参加)するとともに、府省対抗のサイバー防御訓練(NATIONAL CYBER EKIDEN 2016)を実施し、中央省庁・重要インフラ企業におけるサイバー攻撃への対処能力の向上が図られたことから、目標を達成することができた。
・測定指標24については、「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」の最終報告(平成27年5月)において、Wi-Fiの重点整備箇所として観光拠点及び防災拠点が示され、また、日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、主要な観光・防災拠点における無料公衆無線LANの整備推進が記載される等があり、2020年に向けて東京周辺のみならず地方にも訪日外国人を呼び込むために、観光・防災拠点にWi-Fi環境の整備を行う必要があると地方公共団体等において、認識が広がってきたところ。そのような中、53団体が地域におけるWi-Fiの整備計画を作成し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を実施したことから、目標を達成。
・測定指標25について、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を目指しているものである。各総合通信局を通じた周知広報によって、重要性の認識が高まり、当初の想定以上に前倒しすることができたとともに、27年度目標値30%に対し、55%と目標を大きく上回る整備が進み、年度毎の目標を達成することができた。
・測定指標26については、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を普及するにあたっては、目に見えない具体的なメリットを実感できるマイナンバーカードの利活用事例の明確化が必要。そのため、総務省では、「個人番号カード・公的個人認証サービス等利活用推進の在り方に関する懇談会」を開催して先行導入事例の検討を行い、また、実証実験を通じた課題の検討を行い、実現に向けた目標を設定。併せて、当該サービス実現に当たって必要となる公的個人認証サービスを活用する民間事業者の大臣認定を実施し、目的を達成することができた。
・測定指標27について、地域コンテンツをスマートフォンやスマートテレビに配信した場合の技術的課題(災害情報受信時の受信機仕様が不明確など)や運用上の課題(放送コンテンツのフォーマット変換作業など)の整理等のための実証を放送局との連携により実施することで、当該課題に対する方策案(災害情報受信時の受信機処理、情報提示手段など)を立案することができた。また当該方策案を踏まえ、放送・通信連携に関わる民間の技術規格(ハイブリッドキャスト運用規定など)への反映に向けた議論が当該規格の標準化団体であるIPTVフォーラム内で開始されたため、目標を達成した。

ICTによる新たな産業・市場を創出すること

< 既存指標の見直し >

測定指標2及び17については、政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」の本格運用開始(平成26年10月)など、データの公開についての国・地方公共団体等における取組が活発になっているが、公開されたデータが十分に活用されていないことが課題となっているため、社会や市場に存在する多種多量の情報であるビッグデータを相互に結びつけ、活用することにより、新ビジネスや官民共同の新サービスの創出を図ることを目的に、オープンデータ・ビッグデータを一体としてデータ利活用を促進するためのモデル・ガイドラインの確立を測定指標として、統合の上設定する。
測定指標3については、国、放送事業者、メーカー等の関係者で策定した「4K・8K推進のためのロードマップ(2015)」(4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合)の改定(2015年)により2015年にCS、ケーブルテレビ、IPTV等で4K放送を、2018年にBS等で4K・8K放送を開始することを目指すこととされたことを踏まえ、その実現に向けて必要な技術実証等を実施することとしており、その成果を定量的に示す「4K・8K放送の実現メディア数」を測定指標として設定する。
測定指標4については、これまで海外(特にアジア諸国)の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施してきたところ、海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国に取り込んでいくため、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において、「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍に増加させる」とされていることを踏まえ、「放送コンテンツ関連海外市場売上高」を測定指標として設定し、目標値を平成30年度に「2010年度の約3倍」と設定する。
測定指標5については、これまでデジタルサイネージの一斉情報配信方法に向けた課題の整理及び検証を行ってきたところ、今後はその成果も活用し、日本の優れたおもてなしを維持・向上させるため、IoT等の技術を活用したサービス連携を進めることが課題となっていることから、利活用のための環境整備に資するため、3番目の施策目標である「ICT利活用のための環境を整備すること」の測定指標に変更し、交通系ICカード、スマートフォン、デジタルサイネージ等と共通クラウド基盤を連携・活用し、個人の属性情報に応じた情報提供や各種サービス連携を実現するための測定指標として設定する。

< 新たな指標の設定 >

IoTサービスの普及・展開に関しては、IoT/ビッグデータ/AI(人工知能)による急速なビジネス・社会変革が進みつつある中、世界の動きに遅れをとることのないよう、我が国としても、新たなビジネスモデル等への対応を進め、新産業・市場の創出を図っていく必要がある。このため、IoTサービスを利活用したモデルケースの普及・展開が十分に進んでいない現状を踏まえ、IoTサービスの普及・展開に向けた啓発事業の実施・利活用モデルの確立を測定指標として設定する。

ICT利活用により社会課題の解決を推進すること

< 既存指標の見直し >

測定指標6については、これまで自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの公表等や自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る標準仕様(技術仕様)の策定を行ってきたところ。大規模自治体のクラウド化が十分に進展していない状況を踏まえ、今後、自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術方策確立のための取組みを、国が自治体・民間事業者の協力を得て進めることが、世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日改定)において謳われている大規模自治体も含めた自治体のクラウド化推進に奇を来し、地方公共団体の情報システムの運用コストの削減や住民サービス向上に繋がることから、自治体の業務システムにおける多様なクラウド活用を可能とする情報連携に係る技術仕様の策定を測定指標として設定する。
測定指標10については、健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)において、「世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化」が柱の一つに位置付けられており、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等の社会的課題の解決に向けて新たに講ずべき具体的施策として、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用の推進が掲げられていることを踏まえ、引き続きこれを測定指標として設定する。また、ICT技術の急速な進展を踏まえ、デジタル基盤の構築・利活用に向けたさらなる取組を平成29年度まで引き続き行うこととし、平成28年度は「8K技術を活用した遠隔医療のモデルを構築」、平成29年度は「モバイル端末等を活用した遠隔医療や医療・介護連携等のモデルを構築」との目標に変更する。
測定指標11については、これまで教育分野におけるクラウド導入を促進するための導入手法の確立と普及を測定指標として、平成27年度における実証成果等を踏まえて、「クラウド導入ガイドブック2016」の内容を更新し、「クラウド導入ガイドブック2016」を平成28年3月に策定し公表したところ、本事業の最終年度として、平成29年3月末までに教育クラウド・プラットフォームの技術標準の確立及び「クラウド導入ガイドブック」を策定し、平成29年4月以降に総務省ホームページ等での公表を目標として、いつでも、どこでも、端末やOSを選ばず、多様なデジタル教材を低コストで利用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の技術標準の確立及び普及活動を実施することを測定指標として設定する。
測定指標13については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日改定)に掲げられた目標を踏まえ、引き続き同一の目標を設定するとともに、テレワークの普及状況については、より良い推計手法がないか、政府全体でも検討しているところであるが、総務省においては具体的施策の実行状況の方がより適切に測ることができるため、年度毎の目標としてアドバイス等の実施数を設定する。
測定指標16については、これまで地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上への取組の促進、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供の促進、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組の推進等を実施してきたところ、今後も、高齢者や障害者に対するデジタル・デバイドの解消に取り組み、情報アクセシビリティの向上に資することが必要であり、引き続き、測定指標として設定する。

測定指標15については、「高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会に関する手引書」を取りまとめ平成27年5月に公表することにより、高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするという目標に対して一定の成果を収めたことから、測定指標から削除する。

< 新たな指標の設定 >

プログラミング教育は、論理的思考力や課題解決能力を高めるものであるとともに、あらゆるものがインターネットにつながるIoT時代の社会にあって、不可欠の知識・スキルとなっている。一方、指導者の不足や実施コスト等の問題から、我が国においては未だ十分に普及していない状況にあることを踏まえ、クラウドや地域の民間人材を活用した効率的・効果的なプログラミング教育実施モデルを確立することを測定指標として設定する。

ICT利活用のための基盤を整備すること

本施策目標については、「ICT利活用のための基盤(インフラ整備)の整備を主たる目標とするものではなく、ICT利活用社会の実現のためのICT利活用の共通的な利活用基盤(仕組や取組)の整備が主たる目標であることを明確化するため、「ICT利活用のための環境を整備すること」に変更する。

< 既存指標の見直し >

測定指標19については、これまで、地理空間情報等を活用した防災・減災に資する防災システム等の構築・実証を実施してきたところ、今後は、G空間情報センターを活用し、全国の自治体等での実装を推進していくことが必要であり、「地理空間情報や衛星測位を活用した防災システム等の普及啓発の実施」を測定指標として設定する。
測定指標21については、受講者の意見等を次回のセミナーに反映していくことが重要であるため、その満足度についても測定指標として設定する。
測定指標23については、ICTを安全・安心に利活用するためにはセキュリティ対策が不可欠であり、組織のネットワーク管理者のサイバー攻撃対処能力を向上するため、これまで中央省庁や重要インフラ企業を主な対象として実践的なサイバー防御演習を実施してきたところ、今後はマイナンバーの導入等により、地方自治体のセキュリティ対処能力を高めていくことも重要であることから、中央省庁等のみでなく自治体を中心に演習対象を拡大し、平成28年度は演習受講者数1500人を目標に実践的なサイバー防御演習を実施するなど、我が国のサイバーセキュリティの強化のための取組を実施することを測定指標として設定する。なお、サイバー攻撃の手法は日々高度化・複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けていることから、予め戦略的な目標を設定することは困難であるが、引き続き、サイバーセキュリティに対する脅威に適時・適切に対応していくこととしており、具体的な目標や取組事項として設定することが適切なものがあれば、適時追加していく。
測定指標26については、これまで実証事業を通じ、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の利活用事例(コンビニのキオスク端末による戸籍証明書書の交付、母子健康情報サービスの提供等)の可視化を行うとともに、当該事例の実現に向け、課題の検証等を実施してきたところ。当サービスを活用し、さらに多様なサービス展開を進めるには、国民利用者に対して「使いやすさ、メリット」を示し、マイナンバーカードの普及促進を図っていくことが課題となっており、「マイナンバーカード(公的個人認証サービス)の官民における利活用推進のための取組の実施」を測定指標として設定する。

測定指標18、20及び27については、上記の政策の分析に記載のとおり、「G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの構築」、「実践的ICT人材を育成するための仕組みをモデル化」及び「放送・通信の連携による地域コンテンツの流通促進」において、ICT利活用のための基盤の整備に一定の成果を収めたことから、測定指標から削除する。

次期目標等への反映の方向性

	<p><新たな指標の設定> インターネットの利活用は、全てのICT利活用の土台であり、我が国の世代別インターネット利用率は13～59歳までの各階層で9割を超えている。一方で、60歳以上が下落している現状を踏まえ、高齢者世代のインターネット利用率の向上は、ICT利活用のための環境整備の進展に寄与することから、測定指標として設定する。また、近年多発する大規模災害においては、災害情報伝達手段の多重化・多様化の必要性について指摘がなされており、中央防災会議が作成する防災基本計画においても、Lアラート(災害情報共有システム)※を例としてその必要性について記載されていることから、Lアラートを運用している都道府県の割合を測定指標として設定する。※災害などの住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達する情報流通基盤。</p> <p>実施施策の進捗状況の分析等から、政策の3つの施策目標の達成に向けて着実に取組が行われていると評価できる。ICT分野は技術革新のスピードが速く、特にIoTサービスの普及・展開に関しては、IoT/ビッグデータ/AI(人工知能)による急速なビジネス・社会変革が進みつつある中、世界の動きに遅れをとることのないよう、我が国としても、新たなビジネスモデル等への対応を進め、新産業・市場の創出を図っていく必要がある。また、ICT利活用により解決すべき社会課題は日々複雑かつ高度になっていることなどを踏まえて、施策目標の達成度合いを適切に測り、より踏み込んだ評価が可能となるよう以上のとおり指標の見直しを行う。また、本政策は着実に実績をあげているが、我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域で活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が引き続き不可欠である。これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、さらに、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。</p> <p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見等の活用</p>	<p>○情報通信審議会において、IoT/ビッグデータ時代に向けた新たなICTによる高度利活用の政策の在り方、課題及び具体的な重点事項と推進方策について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。 ○地方への人の流れをつくるためのテレワークやWi-Fi等の活用の在り方について、中立的かつ専門的な見地から推進策等の検討を行い提言いただき、地域活性化に大きな成果をあげている具体的事例を踏まえつつ、地方の隠れたポテンシャルを引き出すためのテレワークやWi-Fi等の環境整備に活用するとともに、今後の課題や取組の方向性に活用した。 ○放送を巡る諸課題に関する検討会において、(1)日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、(2)視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた御議論いただき、それら検討結果を活用するとともに、今後の課題や取組の方向性に活用した。 ○平成28年7月行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から測定指標23の目標設定についてご意見をいただき、評価書の「次期目標等への反映の方向性」に記述を追記した。</p>
-------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・日本再興戦略(平成28年6月2日改訂)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf) ・世界最先端IT国家創造宣言 工程表(平成28年5月20日改定)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20160520/koteihyo_kaitei.pdf)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 情報流通振興課他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 総合通信基盤局 消費者行政課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報流通行政局 情報流通振興課長 今川 拓郎</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
----------------	--	---------------	-------------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
 ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
 ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-15)

政策(※1)名	政策15: 郵政民営化の確実な推進			分野	郵政行政	
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合(UPU)への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。					
基本目標【達成すべき目標】	利用者利便の向上を図るため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に、かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する。国際分野においては、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図るため、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。					
政策の予算額・執行額等(百万円)	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(注)	当初予算(a)	359	389	383	486
		補正予算(b)	110	△ 8	0	0
		繰越し等(c)	△ 59	119	0	
		合計(a+b+c)	409	500	383	
執行額	384	484	371			

(注)平成26年度予算は、主に平成25年度「好循環実現のための経済対策」に係る補正予算の繰り越し等が計上されたことにより、また、平成28年度当初予算は、4年に1度開催される万国郵便大会議に係る費用を計上したこと等により、前年度から増加している。計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第190回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成28年2月28日 (参議院総務委員会) 平成28年3月4日	郵政事業については、日本郵政グループ三社の上場後も、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、国民の皆様が民営化の成果を一層実感できるよう、新たな事業展開や、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の限度額の見直しにより、企業価値や利用者の利便性の向上を促進してまいります。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) (※2)			
			26年度	27年度		
①	郵政民営化の着実な推進 ＜アウトプット指標＞	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立 【24年度】	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 ・日本郵便株式会社の増資の認可を行い、同社の経営基盤が強化されたことにより、郵便局における郵政三事業のユニバーサルサービスの安定的提供の確保を図った。 ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成27事業年度事業計画の認可を行い、郵政事業の確実かつ適正な実施の確保を図った。	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 ・平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場 ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成28事業年度事業計画の認可を行い、また、株式会社かんぽ生命保険に対する新規業務の認可(5件)を行った。	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進 【27年度】	イ

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	2	日本郵政グループの健全な業務運営等 ＜アウトカム指標＞	約24,000局 (郵便局数) 【24年度】	郵便局ネットワーク水準の維持 24,470局(郵便局数)	郵便局ネットワーク水準の維持 24,452局(郵便局数)	郵便局ネットワーク水準の維持 【27年度】	イ
			約18万本 (郵便差出箱の本数) 【19年度】	郵便サービス水準の維持 181,521本	郵便サービス水準の維持 181,692本	約18万本 【27年度】	イ
			月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達) 【19年度】	郵便サービス水準の維持 月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を実施。	郵便サービス水準の維持 月曜から土曜までの6日間において、1日1回以上郵便物の配達を実施。	郵便サービス水準の維持 【27年度】	イ
			98.6% (送達日数達成率) 【25年度】	97%以上 98.6%	97%以上 98.6%	97%以上 【27年度】	イ
			信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	④ 信書便事業市場の規模 ＜アウトカム指標＞	30者 【25年度】	信書便事業者の参入者数の増加 29者
約100億円 【24年度】	信書便事業市場の拡大 115億円 (25年度)	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大 128億円 (26年度)				郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大 【27年度】	イ
郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること	⑤	郵便・信書便制度の在り方についての検討 ＜アウトカム指標＞	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大し、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手続きを簡素化することを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成27年3月31日)。 【26年度】	「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。 「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。 郵便及び信書便に関する料金の届出を緩和するとともに、特定信書便業務の範囲を拡大することなどを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」は平成27年6月5日に成立し、同年12月1日に施行。同法の施行に向け、必要な政省令の整備を実施。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。 【27年度】	イ
各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	6	⑥ 二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトカム指標＞	4回 【25年度】	4回以上 5回	4回以上 10回	4回以上 【27年度】	イ
			7	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数 ＜アウトカム指標＞	1か国 【25年度】	1か国以上 2か国	1か国以上 4か国

万国郵便連合 (UPU)における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	8	UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名 【25年度】	2名以上	2名以上	2名以上 【27年度】	イ
				2名	2名		
	⑨	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	95.57% 【25年度】	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上 【27年度】	イ
				100%	94%		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	主要な測定指標1、4、5、6、9を含む全ての測定指標で目標を達成していることから、「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標> 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の事業計画認可に当たって、上場に向けた収益力の多角化・強化、経営の効率化、内部統制の強化やユニバーサルサービスの確実な提供を要請する等、郵政民営化法等に基づき日本郵政グループ各社に対して必要な監督を行うことで、郵政民営化を着実に進めるための大きなステップである日本郵政グループ3社の上場が行われたと同時に、郵便局ネットワーク水準や郵便サービス水準の維持等についても各年度の目標値を上回る実績であったことから、利用者利便の向上が図られたと考えられ、施策目標を達成することができた。また、改正郵政民営化法の趣旨を踏まえつつ、日本郵政グループの健全な業務運営を将来にわたって確保する観点から、平成25年10月に情報通信審議会に「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について諮問し、平成27年9月の答申において、現状では郵政事業のユニバーサルサービスは確保されているものの、中長期的な郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策について引き続き継続的な検討を行うことが必要という内容の提言を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、平成27年11月の日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式上場により、目標を達成することができた。 測定指標2における郵便局ネットワーク水準の維持、郵便サービス水準、郵便差出箱の本数、郵便物の配達、送達日数達成率については、目標を達成することができた。 	
	<p><施策目標> 信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、信書便制度説明会の開催等による信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことで健全な競争環境が整備され、信書便事業への新規参入事業者数が増加するとともに信書便事業市場の拡大も図られた。よって、高いセキュリティが求められる信書便の提供等利用者のニーズに対応した多くの事業者による多様なサービスの提供が促進され、信書便事業の利用者利便の向上が図られたため、施策目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、郵便・信書便分野における規制の合理化を含めた信書制度及び信書便制度の周知活動の推進により、平成27年度の新規参入事業者数が39者と前年度の29者を上回ることができた。 測定指標4については、信書制度及び信書便制度の周知活動を推進したことにより信書便事業者の参入者数が増加したことで、平成26年度の信書便事業市場の規模(売上高)が128億円と前年度の115億円を上回ることができた。 	
	<p><施策目標> 郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること</p> <p>当該施策目標については、平成26年12月の情報通信審議会第2次中間答申(郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方)を踏まえ、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年6月5日に成立し、同年12月1日に施行されたこと併せて関係政省令の整備を行ったことで、郵便・信書便に関する料金の手続の緩和、特定信書便業務の範囲拡大、特定信書便業務に係る信書便約款の認可手続の簡素化が実現した。これにより、特定信書便事業者の認可手続の簡素化による規制の合理化が図られるとともに、特定信書便事業者が取り扱うサービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化が図られるため、施策目標を達成することができた。今後は、これらの制度改正も踏まえ、信書制度及び信書便制度の周知に努め、市場の活性化・利用者利便の向上を図ることも課題となる。</p>	
	<p><施策目標> 各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること</p> <p>当該施策目標については、電子商取引の拡大に伴う郵便の役割の増大への対応に関して各国と協議を実施するとともに、途上国に専門家を派遣し各国の事情に応じたアドバイスを行うことにより、郵便の送達日数が大幅に短縮されるなど、グローバルレベルでの郵便業務の改善に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標6に関しては、平成28年度開催の万国郵便大会議(UPU大会議)を控え、平成27年度に、UPUにおいて数多く開催された準備会合等に積極的に参加した結果、目標を上回って達成することができた。 測定指標7に関しては、総務省が民間企業と協力しつつ郵便事業の近代化・高度化に取り組む国々に積極的に働きかけた結果、ミャンマー、ベトナムに加え、ロシア、タイが新たに協議対象に加わり、引き続き目標を上回って達成することができた。 	
	<p><施策目標> 万国郵便連合 (UPU) における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること</p> <p>当該施策目標については、我が国の拠出金やノウハウの提供により、災害・環境対策に関するセミナーの開催や成果物の提供等が実施され、UPUにおける災害・環境対策が強化されつつある。また、日本がUPU加盟国に働き掛けを行い続けた結果、現行は4年ごとに廃止・新設される万国郵便条約を恒久化する条約改正案を、平成28年度秋開催のUPU大会議に提出することが決定され、条約の法的安定性が期待できることとなった。これらのことにより、国内外の利用者の利便性の向上に寄与することができたため、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8に関しては、UPU事務局への総務省出向者2名を維持することができ、引き続き目標を達成することができた。災害・環境対策については、総務省出向者が中心となって、災害危機管理に関する指針の取りまとめや加盟国セミナーの開催等を行うことにより、郵便分野における災害・環境対策の強化に貢献することができた。 測定指標9に関しては、現行は4年ごとに廃止・新設される万国郵便条約の恒久化等の重要議案で我が国方針を反映させることに成功し、引き続き目標を上回って達成することができた。 	

<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、上場を踏まえた日本郵政グループ各社の企業価値の向上と同時に、平成27年9月の情報通信審議会答申を踏まえた郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な確保に資する施策についても検討していくことから、施策目標を「郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること」に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、平成27年11月の上場を踏まえ、引き続き、郵政民営化法にのっとり、郵政民営化の着実な推進を実施していくこととする。 ・測定指標2については、日本郵政グループの健全な業務運営等については郵政民営化法に基づいて引き続き確保していくが、平成28年度からは、平成27年9月の情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」を踏まえ、審議会答申で継続的検討が必要とされた事項を中心に検討を進めることから、測定指標を「郵政事業のユニバーサルサービスの確保のための取組を実施」に変更する。目標値についても、情報通信審議会答申で提言を受けた郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定等について検討することから、「郵便事業のユニバーサルサービスの在り方に関する検討の着実な実施」を追加する。なお、平成27年度まで目標としていた郵便サービス水準の維持（郵便差出箱の本数、週6日1日1回以上配達、送達日数達成率）については、ユニバーサルサービスの在り方に関する検討において、ユニバーサルサービスが確保されているかを確認する際の指標として、その妥当性を含めて検討の対象とするため、目標から削除する。 <p>○信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること これまでの取組を引き続き進めていくことに加えて、今後は、測定指標5で達成した制度改正に伴う規制の合理化（特定信書便役務の範囲拡大及び特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きの簡素化）に関する周知活動等も行うことにより、サービスの多様化を通じた市場の活性化や利用者利便の向上に更に取り組むことから、施策目標を「信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること」に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3及び測定指標4については、これまでの取組により新規参入の活発化には一定の成果があったところであるが、平成27年12月に法改正により特定信書便役務の範囲が拡大され、これは新規参入事業者のみではなく既存の事業者も対象となるため、今後は、信書便市場に参入した事業者（新規参入事業者及び既存の事業者）による活動実績を把握する観点から、測定指標を「信書便市場の売上高の増加率」に変更し、その目標を「信書便市場の売上高の増加率が事業者数の増加率を上回ること」に設定する。 <p><新たな測定指標の設定> 平成27年12月から施行された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」の内容を含む信書制度及び信書便制度に関する事業者及び利用者の認知度の向上を通じて、健全な競争環境が整備され、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が図られることから、制度の周知活動の実績を測定指標として新たに設定する。</p> <p>○郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること 本施策目標については、上記の政策の分析のとおり目標を達成しており、制度改正による郵便・信書便市場の活性化については「信書便市場の売上高の増加率」で確認していくことから削除する。</p> <p>○各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること 必要な政策協議を引き続き継続するとともに、今後は、我が国や相手国の郵便制度・業務の改善に向けて、一層取り組んでまいりたい。次期施策目標については、裨益者の違いにも注目しつつ、インフラシステムの海外展開は、我が国の成長戦略においても重要であると位置付けられている（「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）」（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）等）ことを踏まえ、施策目標として明確化することとし、「各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること」及び「新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること」を設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標6については、目標を上回って達成したものの、平成27年度は、平成28年度開催のUPU大会議を控え、通常は開催されない準備会合が数多く開催された等の特殊要因があったため、平成27年度の実績値に代えて、平成26年度の実績値を基に、従来の目標（4回以上）を上回る目標（5回以上）を設定し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図るため一層の政策協議の実施を図ることとする。 ・測定指標7については、目標を上回って達成したことを踏まえ、平成27年度の実績値を基に目標（4か国以上）を設定するとともに、各国における案件が既に協議から具体的な協力案件の実施の段階に移ってきていることを踏まえ、新たに測定指標を「日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数」に変更し、日本型郵便インフラシステムの海外展開を一層推進することとする。 <p>○万国郵便連合（UPU）における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること 環境対策の取組みや、法的安定性の確保に向けた取組みは平成28年内に区切りがつくことを踏まえ、次期施策目標については、UPUへの貢献をより幅広く評価できるよう万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること」に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標8については、目標を達成したものの、UPU事務局における人事の状況及びUPUにおける我が国の地位及び発言力を確保していく必要性等を踏まえ、昨年度と同じく2名以上の総務省出向者を派遣することとし、引き続きUPUに人的な貢献を行うこととする。 ・測定指標9については、目標を上回って達成したものの、一般に国際会議では我が国にとって重要であっても加盟国間で大きく利害が対立する議案が審議される可能性があることを踏まえ、昨年度と同じ水準の目標（80%以上）を設定することとし、引き続きUPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることとする。なお、80%については、UPUの場においても先進国と途上国の利害が激しく対立する問題が扱われることを踏まえて設定しているもの（例えば、前回（2012年）のUPU大会議におけるUPU条約の改正に関する我が国方針の達成率は82%）。 <p>・上述のとおり、各施策目標の達成を通じて基本目標が達成されたと考えられる。今後は、平成24年の郵政民営化法の改正や平成27年の日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっていることを踏まえ、日本郵政グループに対して引き続き適切に監督を行うことで郵政民営化を着実に推進すると同時に今後の郵政事業のユニバーサルサービスの在り方の検討を行う。信書便事業分野においては、平成27年の法改正も踏まえて制度の周知を行うことで、市場の活性化や利用者利便の向上を図る。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>
	<p>（平成29年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>

学識経験を有する者の知見等の活用	<p>○平成27年9月の情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」において、「現在、ユニバーサルサービスについては、日本郵政及び日本郵便の責任と経営努力により確保されており、引き続き、まずは利用者の経営努力によるユニバーサルサービスの維持・確保を求めることが適当である。」また、「中長期的に検討すべき方策として、郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定、政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方などの検討が必要」との提言があった。</p> <p>○平成28年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授から次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月情報通信審議会答申「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000378427.pdf) ・「日本再興戦略2016」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun1.pdf, http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_hombun2.pdf) ・「インフラシステム輸出戦略(平成28年度改訂版)」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai24/kettei.pdf)
---------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 岡崎 毅	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	-----------------------	--------	-------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-18)

政策(※1)名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供		分野	国民生活と安心・安全		
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅱ期基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有効性の向上を図る。 統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 					
基本目標 【達成すべき目標】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	25,424	26,040	86,834	28,160
		補正予算(b)	140	233	255	0
		繰越し等(c)	△ 199	△ 50	△ 27	
		合計(a+b+c)	25,365	26,223	87,062	
執行額		24,628	25,928	86,655		

(注)平成27年度に国勢調査を実施したため、平成27年度当初予算が大幅に増額している。
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
公的統計の整備に関する基本的な計画	平成26年3月25日	※全般的に関係
経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。
経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2] 今後の課題 (1) 経済再生に向けた取組 ② 潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (7) 経済統計の改善 経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。 総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。 景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。 ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化 ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進

<p>日本再興戦略</p>	<p>平成26年6月24日改訂 (平成27年6月30日改訂)</p>	<p>【本文(オープンデータ及びデータサイエンス)】 E.世界最高水準のIT社会の実現 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ⑦オープンデータの利活用</p> <p>オープンデータの利活用による新産業・新サービスの創出に向け、民間団体と連携し、本年度からビジネスや課題解決のユースケース集である「オープンデータ100」の収集・配信を開始する。また、来年度を目的に、地方自治体等の公共機関や民間企業に対し、オープンデータの公開・分析・利活用に係る手段・ノウハウ等を伝道する「オープンデータ伝道師」の任命と派遣活動等を支援する仕組みを構築するとともに、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講義(Massive Open Online Courses:大規模公開オンライン講座)「データサイエンス・オンライン講座」の拡充など、データサイエンス力の高い人材育成を推進する。</p> <p>加えて、公的統計データにおけるオープンデータの先進化を図るため、本年度は、提供する統計データの形式、提供方法の検討及び課題の把握・整理を目的とするLOD(Linked Open Data)等についてのオープンデータのモデル事業並びに大学関係者等、研究分野の利用者とのデータ利用方法についての具体的検討を行い、モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、来年度よりLOD等のデータ提供の実施や手引書の策定等を行う。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 4.世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現②」 公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築 【2013年度～2015年度初め】 ・公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2015年度～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・オープンデータのモデル事業の実施 【2016年度～】 ・LOD等のデータ提供の実施、手引書の策定</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 4.世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現⑦」 産業競争力の源泉となるIT人材の育成確保 【2013年度～2015年度初め】 ・「データサイエンス・オンライン講座」の開設(2014年12月) 【2015年度】 ・オープンデータ利活用人材育成のための学習機会の充実に向けた検討 【2016年度～】 ・データサイエンスに関する学習機会の更なる充実</p>
---------------	--	--

<p>政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>日本再興戦略2016</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 (2)新たに高ずべき具体的施策 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 ⑥サイバーセキュリティの確保とIT活用の徹底等 ウ) 政府・地方自治体のオープンデータの推進 課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目途に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。</p> <p>II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2. 未来投資に向けた制度改革 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現 (1)新たに高ずべき具体的施策 iii) キャッシュレス化の推進等 ・ビッグデータや電子タグから得られる情報等を統計的に分析し、各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成や「地域経済分析システム (RESAS)」など政策的活用についても検討する。</p> <p>【工程表】 I. 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 中期工程表「1. 第4次産業革命の実現⑭」 第4次産業革命を支える環境整備⑨ [2013年度～2015年度] 公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) [2016年度] ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・LOD等のデータ提供手引書の策定 [2016年度秋]～ ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充(同上) ・LOD等のデータ提供の実施</p> <p>II. 生産性革命を実現する規制・制度改革 中短期工程表「活力ある金融・資本市場の実現⑥」 キャッシュレス化の推進等 [2013年度～2015年度] キャッシュレス化の推進等 [2016年度]～ ビッグデータの政策的活用(各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成)の検討等</p>
--------------------------------------	-------------------	------------------	--

	<p>世界最先端IT国家創造宣言</p>	<p>平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)</p>	<p>【本文(オープンデータ)】 III.目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3)公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 各府省庁が公開するデータの構造等の標準化等については、既存のガイドラインの周知徹底等に取り組むこととし、関連して、各府省Webサイトにおいて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築、各府省庁のWeb サイトで提供するデータベースにおけるAPI 機能の整備やAPI の総合カタログを提供する。</p> <p>【本文(データサイエンス)】 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (2)日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出 このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、IoT、データサイエンス等、常に世界最先端の技術や知識の習得を積極的に支援する学習環境を整備する。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3)公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 ○オープンデータの公開の促進 【短期(2015年度～2016年度)】 ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2015年度に統計情報データベースのデータを拡充するとともに、オープンデータの先進化(LODでのデータ提供)のため、地方公共団体と連携したオープンデータモデル事業を実施する。オンライン調査システムに関し2015年度にスマートフォン等への対応に着手する。 【中期(2017年度～2018年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムに関し、スマートフォン等に対応できるようにする。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 5.利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 (1)人材育成・教育 ②日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出 【短期(2015年度)】 ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備 ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)を立ち上げる。 【中期(2016年度～2018年度)】 ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p>
--	----------------------	---	--

世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	<p>【工程表(データサイエンス)】</p> <p>2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備</p> <p>(2) データ流通の円滑化と利活用の促進(人材育成)</p> <p>○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備</p> <p>【平成28年度～平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 <p>【平成31年度～平成33年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。 <p>【工程表(オープンデータ)】</p> <p>2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備</p> <p>(3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0)</p> <p>○オープンデータの公開の促進</p> <p>【平成28年度～平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計におけるオープンデータの高度化を図る。平成28年度以降は、これまで基幹統計を中心に実施してきた統計情報データベースのデータ拡充を、対象を一般統計まで拡大して実施するとともに統計データの利用環境を充実させる。平成27年度に地方公共団体と連携して実施したオープンデータモデル事業の成果についての検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等でのデータ提供の実施及び手引き書の策定を行う。平成29年度以降は、LOD等のデータ提供を充実させるとともに、統計分野における共通語彙の整備を行う。平成27年度に着手したオンライン調査システムのスマートフォン等への対応を平成28年度に完了する。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。 <p>【平成31年度～平成33年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。
---------------	--	--

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			26年度	27年度			
第Ⅱ期基本計画に 掲げられた諸施策の 実現に取り組み、国民 経済の健全な発展や 国民生活の向上に寄 与すること	① 第Ⅱ期基本計画に 基づく諸施策の推 進状況	第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、平成26年度統計法施行状況報告をとりまとめるなど各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	イ	
		第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率 <アウトプット指標>	96% 【22年度】	88%以上	96%以上	96%以上 【27年度】	ロ
		基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているものうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合 <アウトプット指標>	87.5% 【25年度】	90%以上	90%以上	90%以上 【27年度】	イ
				100%	100%		

	2	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 ＜アウトプット指標＞	75% 【23年度】	75%以上	75%以上	75%以上 【27年度】	□
				48.0% (26年度)			
	3	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、国際比較に必要なデータの提供、国際会議での対応、国際機関への協力等を適切に行うとともに、国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組の一層の推進 ＜アウトプット指標＞	国際機関等へのデータ提供、国際会議での対応等のほか、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施 【25年度】	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 国際協力については、国連が策定する次期長期開発目標を測定するための指標の検討作業において、関係府省との調整を踏まえて積極的にコメントを行うなどの対応を行ったほか、アジア太平洋統計研修所におけるeラーニングの実施支援を新たに開始するなど一層の推進を図った。また、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」における検討を踏まえ、国際機関に対するデータ提供実績を関係府省間で把握できる仕組みを構築するなど情報提供の充実にも努めた。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 国際協力に関し、平成27年9月に国連が策定した「持続可能な開発目標」の進捗状況を測る指標の策定を検討する国際会議等に積極的に参加した。また、国連の統計月報やOECDの主要経済指標用データを始め、各国際機関からのデータ提供依頼について適時迅速に対応した。そのほか、平成27年12月4日に「世界統計の日」フォーラムを実施した。さらに、アジア太平洋統計研修所のeラーニングの実施支援を引き続き行った。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 【27年度】	イ
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	④	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞	99.7% 【25年度】	100%	100%	100% 【27年度】	イ
				100%	100%		
	5	共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年(2011年)産業連関表の公表状況 ＜アウトプット指標＞	産業連関表を作成するための基礎資料の作成・収集を行った上で、推計作業を開始 【25年度】	速報の公表 (平成26年12月目途)	確報の公表 (平成27年6月目途)	速報を平成26年12月目途、確報を平成27年6月目途でそれぞれ公表する	イ
				速報の公表 (平成26年12月19日)	確報の公表 (平成27年6月16日)		
大規模周期調査におけるオンライン調査の推進	⑥	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成22年国勢調査において試行的に実施したオンライン調査(東京都のみ実施)の世帯総数に対する回答数約53万世帯 【22年度】	平成27年国勢調査の調査方法や国、地方公共団体における事務の流れの最終的な検証を目的として、全国の県庁所在地及び政令指定都市を対象に、第3次試験調査を実施 (オンライン回答率:34%)	全国規模でオンライン回答を可能とする。また、そのオンライン回答数を約1,000万世帯以上(約20%以上)とする。 オンライン調査の対象範囲を、全国全ての世帯(約5,340万世帯)に拡大した。 また、オンライン回答数の実績は、約1,972万世帯(約36.9%)であった。	全国規模でオンライン回答を可能とする。また、そのオンライン回答数を約1,000万世帯以上(約20%以上)とする。 【27年度】	イ
	7	平成26年経済センサス-基礎調査のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成24年経済センサス-活動調査におけるオンライン調査(複数事業所を有する企業のみ実施)の対象数約23万企業 また、そのうちオンライン回答を行った企業の割合約8% 【25年度】	オンライン調査の対象範囲を、全国全ての事業所・企業(約448万企業)に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁(10%)以上とする。 オンライン調査の対象範囲を、全国全ての事業所・企業に拡大した。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業でのオンライン回答割合は、10.6%であった。		オンライン調査の対象範囲を、全国すべての事業所・企業(約448万企業)に拡大する。 また、前回と比較可能な、複数事業所を有する企業のオンライン回答割合について、二桁(10%)以上とする。 【26年度】	イ

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	8	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数 <アウトプット指標>	864件 【25年度】	年間870件以上	年間870件以上	年間870件以上 【27年度】	イ
				980件	1,002件		
	9	統計局所管統計結果について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数 <アウトプット指標>	669件 【25年度】	年間670件以上	年間670件以上	年間670件以上 【27年度】	ロ
				470件	615件		
	⑩	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 <アウトプット指標>	2,292万件 【25年度】	年間2,500万件以上	年間3,800万件以上	年間3,800万件以上 【27年度】	イ
				年間3,762万件	年間5,382万件		
	⑪	統計局ホームページの総利用件数 <アウトプット指標>	3997万件 【25年度】	年間4,000万件以上	年間4,500万件以上	年間4,500万件以上 【27年度】	イ
				4,177万件	4,717万件		
	12	総合統計書の刊行対応率 <アウトプット指標>	100% 【25年度】	100%	100%	100% 【27年度】	イ
				100%	100%		

※測定指標10の26年度実績値は、API機能の試行運用時のリクエスト件数を含んでいる。

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標4、6、10、11は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであり、全ての指標について目標を達成した。また、測定指標9は目標には達していないが、適切な目標設定を行っていなかったことが原因であり、施策の特性を考慮した適切な目標を設定することで改善が見込まれる。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。さらに、測定指標1及び測定指標2についても目標に達していないが、取組として進捗が遅れているものではないため、本施策は「相当程度進展」と判断した。
<p><施策目標>第Ⅱ期基本計画(※)に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること 当該施策目標について、指標についておおよそ目標値を達成し、統計の有用性の確保・向上、統計の体系的整備の推進等を推進するための第Ⅱ期基本計画を着実に実施し、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられている公的統計を提供することで、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与したものと考えられる。 (※)第Ⅱ期基本計画は、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進することを目的として、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として策定されたもの。同計画においては、統計の有用性の確保・向上を目指し、統計の体系的整備を推進するため、統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上、経済・社会の環境変化への的確な対応等の視点に重点を置いた各種施策を政府一体となって推進することとしている。</p> <p>・測定指標1については、「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率」が若干目標値を下回った。実績を精査したところ、第Ⅱ期基本計画別表に掲げられた全107事項のうち、平成26年度又は27年度中に着手すべきとされている7割強の事項については、全て期限内に着実に着手している。残りの3割弱は平成28年度以降を着手期限としている事項であり、全体として若干目標値まで届かなかったのは、平成28年度以降を着手期限としている事項についても早期に着手することを意図した意欲的な高い目標値を設定していたことによる。平成27年度末時点で着手できていなかった事項については、引き続き対応を進めており、これらの状況から取組として進捗が遅れているものではないと判断。</p> <p>・測定指標2については、27年度の数値は28年9月公表予定のため、26年度の実績値で評価を行ったところ、目標値は下回ったが、これは大規模調査の影響(*)で年度ごとの実績値がぶれることを十分に考慮に入れずに高い目標を定めたことによるものである。実際、26年度実績のうち、農林業センサスを除いた場合の実績値(登録調査員の割合)は76.4%であり、目標である75%を上回っていることから、当該取組が相当程度進捗しているものと評価できると考える。なお、これを踏まえ、「主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実績政策)」においては、同測定指標の目標値として過去5年度の平均値を採用し改善を図ることとする。</p> <p>* 大規模調査の影響とは、調査員数の多い大規模調査は登録調査員でカバー出来る範囲に限界があり、また、調査員数が多いことにより当該大規模調査の実績(登録調査員の割合)の影響が全体の割合に大きく出るといえる。平成26年度の場合は、農林業センサスの調査員数が全体の調査員数に占める割合が58.0%、農林業センサスの登録調査員の割合が27.3%となっており、農林業センサスが全体の実績値を大きく引き下げる要因となっている。</p> <p>・測定指標3については、「世界統計の日」フォーラムは、これまでにない取組であり、国連統計部長、途上国の統計担当職員とともに国内の統計関係者を広く集め、情報提供などを実現した。また、平成26年度に開始した、アジア太平洋統計研修eラーニングの支援を継続して行うなど、国際協力を効果的に推進した。</p>		

政策の分析 (達成・未達成 に関する要因 分析)	評価結果	<p><施策目標>社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること 国勢調査により、我が国の人口が初めての減少に転じたことがわかるなど、社会経済情勢を適時的確に把握・提供することができた。また、産業連関表の公表により、GDPを推計する際の不可欠なデータや経済波及効果を推計する際の基礎資料となるデータを提供することができた。これらのとおり、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供することができたと言える。</p> <p>・平成27年国勢調査等の円滑な実施、平成26年経済センサス-基礎調査等をスケジュール通りに遅滞なく確実に公表するなど、主要指標である測定指標4の目標を達成し、社会経済情勢を適時的確に把握する統計を整備・提供した。</p> <p>・測定指標5については、その目標を達成するためには、共管府省との協力が不可欠であり、そのため府省横断的に作業を実施するために産業連関幹事会等を開催し、公表に係る作業を適切かつ効率的に行うことができた。これによって、速報、確報ともに目標としていた時期に公表することができた。</p>
		<p><施策目標>大規模周期調査におけるオンライン調査の推進 広報活動や調査手法の工夫等が成果を上げ、オンライン調査の利用率が向上するなど、当該施策目標については達成した。また、第Ⅱ期基本計画にあるとおり、オンライン調査の推進は正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図ることにつながり、回答時点での記入漏れチェックなど、効率的な調査の実施につながったと考えられる。</p> <p>・オンライン調査推進に向けた広報活動や、調査世帯にまずインターネットでの回答を依頼するといった調査手法における工夫などにより、主要指標である測定指標6の目標を大幅に上回って達成した。</p> <p>・測定指標7について、オンライン調査推進に向けた広報活動などにより、目標を上回ることができた。</p>
		<p><施策目標>統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること 当該施策目標について、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることで、平成27年度の「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数が目標を大きく上回るなど、相当程度進展があった。</p> <p>・社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に提供するとともに、社会的なトピックスに合わせたタイミングで統計情報を用いたコラム(例えば、こどもの日や敬老の日にあわせた関連するもの)を発表するなどし、国民にとって親しみやすい形となるよう工夫している。こうした工夫もあり、測定指標8については目標を上回ることができた。測定指標9については、目標を達成することはできなかったが、これは、目標設定時にあって、数値への影響がある大規模周期調査の周期性(5年)を考慮していなかったという点があり、大規模周期調査の周期を考慮した適切な目標設定を行うことにより、次期目標では改善される見込み。</p> <p>・e-Statにおいては、掲載する統計表やAPI機能で取得可能な統計データを拡充することにより、統計利用者の利便性の向上を図り、統計局HPにおいては、平成27年国勢調査の実施内容の周知を行う等のコンテンツの充実を図ることにより、主要指標の測定指標10及び測定指標11の目標値を達成した。</p> <p>・測定指標12については、各統計調査の公表日を適切に把握し、刊行に向けた準備を厳格なスケジュール管理の下で実施することにより、目標を達成した。</p>
次期目標等への 反映の方向性		<p>・施策目標「第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること」について、これまで基本目標と同内容の施策目標を設定していたが、大きな目標である基本目標と個別具体の目標である施策目標とを区別するため、平成28年度からは、「国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと」を施策目標として設定することとする。</p> <p>・測定指標1のうち、「第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況」については、「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率」で示している取組の定性的表現に当たる指標であり、同内容を示していることから、定量的指標で足りると考えられるため、測定指標として削除することとする。また、「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率」については、その取組が実行されたかどうかを把握するためには、「着手率」よりも「実施率」の方がより適切であると考えられるため、次期目標では「第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率」とする。</p> <p>・測定指標2について、これまで当該年度ごとの割合を指標としていたが、年度により大規模調査の実施規模や回数が異なること等により、数値も年度によってばらつきが出るため、平成28年度の事前分析表では、過去5年間の数値の平均値で測ることとする。</p> <p>・測定指標3について、平成28年度事前分析表では、これまでの事前分析表で設定していた目標に、さらに具体性を持たせ、定性的指標ではありながらもできる限り定量的に把握できるようにするため、目標全体の見直しを行うこととする。また、その目標の中において、次年度以降の取組に向けた課題を抽出することや、前年度に抽出した課題に対する取組状況について把握することも加えることとする。</p>
		<p>・測定指標4については、統計データを確実に遅滞なく公表する目標が達成できており、今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。</p> <p>・測定指標5について、産業連関表は5年周期で作成している統計であり、平成27年度の公表は目標どおり達成できたため、次回目標からは削除する。</p> <p>・「大規模周期調査におけるオンライン調査の推進」については、施策目標「社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること」に含まれるものと考え、平成28年度の事前分析表では、測定指標「平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合」を、当該施策目標の指標として設定することとする。</p> <p>・測定指標6及び7について、これまで平成26年及び27年に実施した大規模周期調査のオンライン調査における回答数を指標として設定していたが、調査がすでに実施されたという現状から、28年度の事前分析表では、測定指標を28年に実施する大規模周期調査を踏まえて「平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合」に変更する。</p> <p>・測定指標8及び9については、大規模調査の周期が指標の実績値に影響していることから、平成28年度事前分析表では、大規模周期調査の周期である5か年の実績の平均を目標値とし設定する。</p> <p>・測定指標10及び11については、目標を達成しており、今後も施策目標達成の指標として有用であることから、引き続き、e-Statの統計表や統計局HPへのアクセス件数を指標とする。</p> <p>・測定指標12について、これまで定期刊行という点から指標として設定していたが、関係府省等と結果データ公表時期の調整を進めてきたところであり、今後も適切な時期に刊行できることが見込まれることから、測定指標から削除する。</p> <p>・「統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること」という施策目標について、「世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)」において、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進が掲げられており、今後はオープンデータ自体の質という観点も重要となることから、オープンデータの最高ランクの形式であるLOD形式のデータの充実を図り、統計情報の利用を促進するため、新たな指標として「LOD(Linked Open Data)(※)のアクセス件数」を設定する。※LOD:メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準じた形式にし、関連する他のデータへのリンク情報を付与した形式のこと。</p> <p>・「情報通信白書(平成26年版)」において、データ分析を担う人材の不足が指摘されている現状を踏まえて、データ分析を担う人材育成を進めるため、平成28年度からは、新たな施策目標として「オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座(※)等の学習基盤を整備することにより、「データサイエンス」力の高い人材の育成を図ること」を設定する。測定指標としては、データ分析を担う人材増加という観点から、「データサイエンス・オンライン講座の受講者数」を設定する。※MOOC講座:Massive Open Online Coursesの略で、インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。</p>
学識経験を有する者の 知見等の活用		<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p> <p>・平成28年7月、明治大学公共政策大学院がバナンス研究科の北大路信郷教授及び埼玉大学教育学部の重川純子教授から、年度毎の目標値、実績値及び評価結果欄の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月26日)(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm) ・統計法施行状況報告(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm) ・統計基準年報(毎年度発行) ・平成27年国勢調査におけるオンライン調査の実施状況(平成28年2月26日)(http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/jisshijoukyou/index.htm) ・政府統計の総合窓口(e-Stat)(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do)
---------------------------	--

担当部局課室名	統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 井上 卓 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 吉牟田 剛	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	---	--------	---	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。